

令和5年度 第2回  
市有地売却  
一般競争入札実施要領  
(郵便型入札)

入札に参加される方は、この実施要領の内容を十分ご確認のうえ、お申し込みください。

●入札参加申込期間

令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)午後5時まで

●入札期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月11日(月)午後5時30分まで(必着)

●開札日時

令和5年12月12日(火)午後2時00分より別館3階小会議室

令和5年12月12日(火)午後2時20分より別館3階小会議室

交 野 市

財産管理室

# 目次

	ページ
■ 市有地売却(郵便型一般競争入札)の流れ	1～2
■ 市有地売却(郵便型一般競争入札)実施要領	
1 売却物件	3
2 用途制限	3
3 入札参加者の資格	4
4 入札参加申込・受付	5
5 入札必要書類の送付	6
6 入札保証金の納付	7
7 入札の方法	7～8
8 開札	9
9 入札の無効	9
10 契約の手続き	10
11 契約保証金の納付	10
12 売買代金の納付方法等	10
13 所有権の移転等	11
14 その他の注意事項	11
交野市指定金融機関及び交野市収納代理金融機関一覧表	12
■ 様式	
様式1号 入札参加申込書兼誓約書及び別紙	13～14
様式2号 委任状及び別紙	15～16
■ 記入例	
様式1号 記入例	17
様式2号 記入例	18
■ 不動産売買契約書(案)	19～23
■ 物件調書(位置図等)	24～45

## 市有地売却(郵便型一般競争入札)の流れ

入札参加申込みの受付	
申込期間等	<p><b>令和5年11月1日(水)午前9時から～令和5年11月30日(木)午後5時まで</b> 上記の参加申込期間中に、物件ごとのインターネットフォーム(5ページに記載のURL)より申請してください。</p> <p>※インターネットによる手続きで申込みが完了するため、紙書類の提出は不要です。インターネットの専用フォームを用いた申請方式の運用開始に伴って、紙の郵送または持参による申請、受付を原則廃止とします。</p> <p>※電話等での受領確認は行いません。</p>
申込書類	<p>(1) 入札参加申込書兼誓約書(様式第1号) (2) &lt;個人の場合&gt;住民票抄本・印鑑登録証明書・身分証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書) 各1通     &lt;法人の場合&gt;登記事項証明書(現在事項全部証明書)・印鑑証明書各1通 (3) 委任状(様式第2号、代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)</p> <p>※(1)(3)の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。 ※(2)は発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員のもの ※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書及び契約書に使用してください。</p>



入札必要書類等の送付
<p>入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。</p> <p>(1) 入札参加申込書兼誓約書(写し) (2) 入札書 (3) 入札保証金納入通知書 (4) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書 (5) 入札書提出用封筒 (6) 入札関係書類送付用封筒</p>



入札保証金の納付
<p>入札保証金は、入札書の提出日までに入札しようとする価格の100分の5以上の金額を「入札保証金納入通知書」により、交野市指定金融機関又は収納代理金融機関で納付してください。</p>



入 札	
入札期間	<p><b>令和5年12月1日(金)～令和5年12月11日(月)午後5時30分まで(必着)</b> 上記の入札期間中に、下記の入札書類を郵送(簡易書留)してください。(持参可)</p>
送付先	<p>〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 財務課 行 ※直接持参の場合は、交野市役所本館2階財務課(7番窓口)までお越しください。 [受付時間: 午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。]</p>
入札書類	<p>(1) 入札書(入札書提出用封筒に封入すること) (2) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書 (3) 入札保証金領収証書(コピー) ((2)の裏面に貼付すること)</p>



## 開札

開札日時	令和5年12月12日(木) 午後2時00分より順次開札
開札場所	交野市役所 別館3階 小会議室
落札者の決定・立会い	有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。 入札者等関係者は、2名まで立会い可能です。(立会いは任意です。)



## 契約必要書類等の送付

落札者決定後に、本市から契約に必要な次の書類を郵送します。 (1) 市有財産売却決定通知書 (2) 契約書 (3) 契約保証金納入通知書 (4) 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	
---	--



## 契約保証金の納付・契約の締結

契約締結期限	令和5年12月27日(水)までに、署名・押印した契約書及び契約保証金領収証書(納付済み原本)を提出していただきます。
契約保証金	契約締結の際には、契約保証金(売買代金の10%以上)が必要です。契約保証金は、契約締結時まで、本市から送付する「契約保証金納入通知書」により、交野市指定金融機関又は交野市収納代理金融機関で納付していただきます。ただし、既納の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。なお、契約締結時に売買代金の全額を納付する場合は、契約保証金は不要です。



## 売買代金の納付

代金納付期限	令和6年1月31日(水)までに、売買代金と契約保証金との差額を本市より送付する納入通知書により、交野市指定金融機関又は交野市収納代理金融機関で納付していただきます。
--------	--



## 所有権の移転登記

所有権は、売買代金等完納と同時に買主に移転します。登記手続きは本市が行いますので、登記に必要な書類を提出していただきます。なお、諸費用(登録免許税等)は買主の負担となります。所有権移転登記完了後、物件の引渡しを行います。	
--	--



# 市有地売却(郵便型一般競争入札)実施要領

## 1. 売却物件

売却物件一覧表

物件番号	物件所在地	地目 (登記)	面積 (登記)	予定価格 (最低売却価格)
B-1	交野市星田山手4丁目2247番 375	宅地	165.09㎡	16,581,400円
B-2	交野市大字星田5092番4 交野市大字星田5092番9 交野市南星台5丁目5111番52	山林 山林 山林	136㎡ 9.67㎡ 1.07㎡ 計146.74㎡	4,302,100円

※売却物件の詳細については、物件調書等をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加希望者が物件の概要や現地を確認するための参考資料です。

※現地説明会は行いませんので、必ず入札参加希望者ご自身で、現地等の調査確認を行ってください。現地の確認の際は、周辺住民の方の迷惑にならないよう配慮してください。(現地には駐車場はありません。)

※本要領11ページの「14. その他の注意事項」も必ずお読みください。

## 2. 用途制限

次の各号の用途に供する土地利用は禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供する土地利用
- (2) 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例(昭和63年条例第15号)に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用
- (3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
- (4) その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

### 3. 入札参加者の資格

入札には、個人、法人を問わず参加できますが、次の各号に該当する方は参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ① 本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前記①から⑤のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者を本市との契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
  - ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められる者
  - ③ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (5) 前記(2)から(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 当該物件を前記(3)又は(4)に該当する者のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

## 4. 入札参加申込・受付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。受付期間内に、申請フォームから申込みをしてください。

申込期間等	<p>令和5年11月1日(水)午前9時～令和5年11月30日(木)午後5時まで          上記の参加申込期間中に、以下の物件ごとのインターネットフォームより申請してください。          申請後の受付状況については、以下の物件ごとのインターネットフォームより確認することができます。          ※インターネットによる手続きで申込みが完了するため、紙書類の提出は不要です。          インターネットの専用フォームを用いた申請方式の運用開始に伴って、紙の郵送または持参による申請、受付を原則廃止とします。          ※電話等での受領確認は行いません。</p>		
	物件番号	物件所在地	申請・受付確認フォーム
	B-1	交野市星田山手4丁目2247番375	申請 <a href="https://logoform.jp/form/gwvT/396133">https://logoform.jp/form/gwvT/396133</a> 確認 <a href="https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NCXTI23vyx2n8ggvNMHZ518">https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NCXTI23vyx2n8ggvNMHZ518</a>
B-2	交野市大字星田 5092 番 4、大字星田 5092 番 9、南星台 5 丁目 5111 番 52	申請 <a href="https://logoform.jp/form/gwvT/396138">https://logoform.jp/form/gwvT/396138</a> 確認 <a href="https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NNS4dduEIb0vfKaoqiiXw0c">https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NNS4dduEIb0vfKaoqiiXw0c</a>	
申込書類	<p>(1)入札参加申込書兼誓約書(様式第1号)            (2)＜個人の場合＞住民票抄本・印鑑登録証明書・身分証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書) 各1通                ＜法人の場合＞登記事項証明書(現在事項全部証明書)・印鑑証明書 各1通            (3)委任状(様式第2号、代理人の場合) 1通            ※(1)(3)の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。            ※(2)はいずれも発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員のもの            ※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書及び契約書に使用してください。</p>		

## 5. 入札必要書類の送付

---

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 入札参加申込書兼誓約書(写し)
- (2) 入札書
- (3) 入札保証金納入通知書
- (4) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書
- (5) 入札書提出用封筒
- (6) 入札関係書類送付用封筒

## 6. 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。

(1) 入札保証金額

入札しようとする価格の100分の5以上の金額

(2) 納付方法

入札参加申込受付後、本市から送付する「入札保証金納入通知書」により、入札保証金を交野市指定金融機関又は交野市収納代理金融機関(12ページに記載の金融機関)で納付してください。

(3) 入札保証金の還付

落札者以外の方が納付した入札保証金は、「入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書」に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。なお、返還には開札後4週間程度要しますのでご了承ください。また、入札保証金には利息は付きません。

(4) 入札保証金の充当・帰属

落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金の一部に充当できます。ただし、落札者が期限までに落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

## 7. 入札の方法

入札は郵送方式により受け付けます。(持参可)

入札期間	<b>令和5年12月1日(金)～令和5年12月11日(月)午後5時30分まで(必着)</b> ※この期間内に入札書等の必要書類を必ず簡易書留により送付先に郵送してください。(持参可) ※この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。
送付先	〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 財務課 行 ※直接持参の場合は、交野市役所本館2階財務課(7番窓口)に提出してください。 [受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時30分まで、土・日・祝日は受付できません。]
提出書類	(1)入札書(入札書提出用封筒に入れ、封緘し、封印してください。) (2)入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書(入札関係書類送付用封筒に入れ封をしてください。) ※入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用してください。(代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。) ※一度郵送(提出)した入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

## 【提出書類の作成要領】

### (1) 入札書

- ① 入札書に入札金額及び必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。
  - ア 入札書の記入には、黒の万年筆又はボールペンを使用し記入してください。
  - イ 金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3……)の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。
  - ウ 物件番号欄及び物件所在地欄には、本要領3ページ「売却物件」に記載の物件番号及び物件所在地を記入してください。
  - エ 入札者本人が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名(法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名)を記入し、印鑑登録印を押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所・氏名(法人の場合は前記同様)を記入し、印鑑登録印で押印してください。
  - オ 代理人の方が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印してください。(入札者本人の押印は不要です。)
- ② 入札書提出用封筒に必要事項を記入のうえ、入札書のみを入れて封(のりづけ)をして、印鑑登録印で割印をしてください。

### (2) 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書

- ① 入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書に必要事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。
- ② 入札保証金の還付用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。なお、共有名義で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。
- ③ 入札保証金の還付用口座は、通帳等を確認のうえ正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要することとなります。
- ④ 裏面に入札保証金の「領収証書」(金融機関の領収印があるもの)をコピーし、原本の大きさに切って貼り付けてください。
- ⑤ 入札関係書類送付用封筒に必要事項を記入のうえ、入札保証金還付請求書兼口座振込依頼書のみを入れて封(のりづけ)をしてください。

## 8. 開札

開札日時	令和5年12月12日(火) 午後2時00分より順次開札
開札場所	交野市役所 別館3階 小会議室

### (1) 開札の立会い等

立会いは任意です。入札者等関係者は、2名まで立会いが可能です。なお、開札会場への入場には、入札参加申込書受付書が必要となりますので、必ずご持参ください。また、入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係しない本市の職員が立ち会います。

### (2) 落札者の決定方法

開札の結果、入札者のうち本市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高価格の入札をした者を落札者としてします。最高価格の入札者が複数あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係しない本市の職員に代理でくじを引かせて落札者を決定します。

### (3) 開札結果

開札場所では、落札者の氏名(法人名)及び落札金額を発表します。

開札結果については、その内容(落札金額及び落札者(「個人」又は「法人」の表記のみ))を本市のホームページ上で公表します。

※落札者には、開札終了後、契約手続き等について説明をします。

## 9. 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状を提出していない代理人の入札
- (3) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む)
- (4) 一人で他の代理人も兼ねた者の入札又は一人で二以上の代理人となった者の入札
- (5) 入札保証金を納付していない者の入札
- (6) 入札保証金が規定の金額に満たない者の入札
- (7) 本市から交付された入札書以外の入札書による入札
- (8) 黒の万年筆又はボールペン以外の筆記具を使用して記入した入札
- (9) 入札金額をアラビア数字(算用数字)以外の字体を使用して記入した入札
- (10) 入札金額及び文字を訂正した入札書による入札(訂正印の押印があっても無効となります。)
- (11) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- (12) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
- (13) 最低売却価格に達しない金額を記入した入札
- (14) 期限までに入札書が指定場所に到達しなかった者の入札
- (15) 前各号に掲げるほか、特に指定した事項に違反した入札

## 10. 契約の手続き

---

- (1) 落札者が決定した後、落札者には、「売却決定通知書」、「不動産売買契約書」、「契約保証金納入通知書」等の契約関係書類を本市から送付します。
- (2) 落札者には、**令和5年12月27日(水)まで**に不動産売買契約を締結していただきます。
- (3) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を取り消し、落札者が納付した入札保証金は本市に帰属します。  
※売買契約は申込者名義で行います。  
※売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。  
※契約書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

## 11. 契約保証金の納付

---

売買契約の締結にあたっては、契約保証金を納付していただくことが必要です。ただし、契約締結時に売買代金の全額を納付する場合は契約保証金は不要です。なお、契約保証金には利息は付きません。

- (1) 契約保証金額  
契約金額の100分の10以上の金額
- (2) 納付方法  
落札者決定後、本市から送付する「契約保証金納入通知書」により、契約保証金を交野市指定金融機関又は交野市収納代理金融機関(12ページに記載の金融機関)で納付してください。
- (3) 入札保証金の充当  
落札者が納付した入札保証金は、「契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書」を提出することで契約保証金の一部に充当することができます。その場合、契約保証金残額(契約保証金と入札保証金の差額)を納付していただきます。

## 12. 売買代金の納付方法等

---

- (1) 落札者は、売買代金を**令和6年1月31日(水)まで**に本市から送付する「売買代金納入通知書」により交野市指定金融機関又は交野市収納代理金融機関(12ページに記載の金融機関)で納付していただきます。
- (2) 落札者が納付した契約保証金は、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」を提出することで売買代金の一部に充当することができます。その場合、落札者には、売買代金残額(売買代金と契約保証金との差額)を納付していただきます。
- (3) 落札者が、期限までに売買代金の全額を納付しないときは、既納の契約保証金は本市に帰属します。



### 13. 所有権の移転等

---

- (1) 売買代金が完納されたときに本市から落札者に所有権が移転し、現状での引渡しがあったものとします。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後に本市が行います。
- (3) 所有権移転登記に係る収入印紙、登録免許税その他契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て落札者の負担とします。  
※所有権移転登記は、売買契約書、入札書及び入札参加申込書兼誓約書に記入された名義で行います。

### 14. その他の注意事項

---

- (1) 売却物件の現地説明会は行わず、売却物件は、すべて現状での売買及び引渡しとなります。
- (2) 売却物件の入札及び売買契約における面積は、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても売買代金の精算は行いません。
- (3) 売却物件の物件調書の記載事項と現状とに差異が生じた場合には現状が優先します。
- (4) 売却物件は、すべて現状有姿での引渡しとなります。物件内の工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど)及び樹木などの撤去及び処分等が必要な場合は、買主(落札者)の負担で行ってください。
- (5) 売却物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。ゴミやガラ及び埋設物などの撤去及び処分等が必要な場合は、買主(落札者)の負担で行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 売却物件に越境物がある場合についても、現状のままで引き渡しになります。市は越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は行いませんので買主(落札者)において対応してください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (7) 隣接地との境界標は、原則としてコンクリート杭、金属標、金属鋸、プラスチック杭等により設置されていますが、現状のままで引き渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (8) 売却物件の土地利用にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市の関係条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関に確認を行ってください。
- (9) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。

交野市指定金融機関及び交野市収納代理金融機関一覧表

区 分	金融機関名(順不同)
指定金融機関	りそな銀行
	関西みらい銀行
収納代理金融機関	三菱UFJ銀行
	京都銀行
	みずほ銀行
	池田泉州銀行
	大同信用組合
	成協信用組合
	のぞみ信用組合
	枚方信用金庫
	京都信用金庫
	大阪信用金庫
	近畿労働金庫
	北河内農業協同組合

※ゆうちょ銀行・郵便局では納付できません。ご注意ください。

## 入札参加申込書等の様式

【本書は開札に立ち会われる場合、入場の際に必要なですのでご持参ください。】

# 市有地売却(一般競争入札) 入札参加申込書 兼 誓約書

受 付 印

交野市長 あて

令和 年 月 日

交野市が実施する市有地売却につき、下記の事項を誓約のうえ、必要書類を添えて入札参加を申し込みます。

### 記

- 私は、「令和5年度第2回市有地売却一般競争入札(郵便型入札)実施要領」に記載する「入札に参加することができない者」の各項目のいずれにも該当するものではありません。なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。
  - 私は、「令和5年度第2回市有地売却一般競争入札(郵便型入札)実施要領」に記載する本件入札の実施方法及び物件に関する情報並びに現地の状況等をすべて承諾し、これについて一切の責を交野市に要求しません。
- 以上

<b>入 札 申 込 者</b>	住 所 (所在地)	(〒 - )
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	(印)  (印鑑登録印)
	電 話 番 号	

※共有名義で申し込む場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

<b>入 札 物 件</b>	物 件 番 号	物 件 所 在 地
	B-	交野市 丁目 番

※入札参加を申し込む入札物件について、実施要領3ページに記載の売却物件一覧表を参照して記入してください。(この申込書は申込み物件ごとに作成してください。)

<b>書 類 の 送 付 先</b>	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

※入札書類等の送付先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

### 備考

- この申込書は、必要書類を添付して、**令和5年11月30日(木)午後5時**までに申請フォームにて提出してください。
- 申込後の名義変更、申込物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- 代理人が入札申込等を行う場合は、委任状を添付してください。

交野市使用欄	整理番号	書類到達日	保証金入金日	入札結果	返還処理日

【本書は開札に立ち会われる場合、入場の際に必要ですのでご持参ください。】

**別紙**（※共有名義で申し込む場合に記入してください。）

**【共有者】**


住所 (所在地)	(〒      -      )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒      -      )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒      -      )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印 (印鑑登録印)

# 委任状

令和 年 月 日

交野市長あて

私は、令和5年度第2回市有地売却一般競争入札(郵便型入札)に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒 - )
	氏 名 (法人名および代表者名)	 (印鑑登録印)

## 記

### 1 委任する権限

令和5年度第2回市有地売却一般競争入札(郵便型入札)に関する一切の権限

### 2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)	(〒 - )	代理人使用印
	(フリガナ)	
	氏 名 (法人名および代表者名)	
	生年月日 年 月 日生	

- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
  - ※ 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
  - ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
  - ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
  - ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)
- 代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

別紙（※共有名義で申し込む場合に記入してください。）

【共有者】

住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印  (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印  (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印  (印鑑登録印)

# 記入例

## 市有地売却(一般競争入札) 入札参加申込書 兼 誓約書

受 付 印

交野市長 あて

交野市が実施する市有地売却参加を申し込みます。

- 私は、「令和5年度第2回」とができない者」の各項目することについて承諾します。
- 私は、「令和5年度第2回」と法及び物件に関する情報

下記のとおり印鑑登録証明書(印鑑証明書)のとおり記入してください。

**【個人の場合】**  
〒000-0000  
交野市〇〇町〇丁目〇番〇〇号  
カタノ タロウ  
交野 太郎 (印鑑登録印)  
000-999-1234

**【共有名義の場合】**  
共有名義の代表者を左記のとおり記入・押印してください。他の共有者については、この用紙の裏面に記入・押印してください。

**【法人の場合】**  
〒0000-0000  
交野市〇〇〇〇町〇丁目〇番〇号  
カブシキカイシャ カタノフドウサン  
株式会社 かたの不動産  
カタノ ジロウ  
代表取締役 交野 次郎 (印鑑登録印)  
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

入 札 申 込 者	住 所 (所在地)	(〒0000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	カタノ タロウ 交野 太郎
	電 話 番 号	000-999-1234



(印鑑登録印)

※共有名義で申し込む場合は、共有者を代表して入札手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

入 札 物 件	物 件 番 号	物 件 所 在 地
	B-1	交野市星田山手4丁目2247番375

※入札参加を申し込む入札物件について、実施要領3ページに記載の売却物件一覧表を参照して記入してください。(この申込書は申込み物件ごとに作成してください。)

書類の送付先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

※入札書類等の送付先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

備考

- この申込書は、必要書類を添付して、**令和5年11月30日(木)午後5時**までに申請フォームにて提出してください。
- 申込後の名義変更、申込物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- 代理人が入札申込等を行う場合は、委任状を添付してください。

交野市使用欄	整理番号	書類到達日	保証金入金日	入札結果	返還処理日



# 記入例


## 委任状

令和 年 月 日

交野市長あて

私は、令和5年度第2回市有地売却一般競争入札  
下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札参加申込書兼誓約書のとおり  
記入してください

入札申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏 名 (法人名および代表者名)	交野 太郎 


### 1 委任する権限

令和5年度第2回市有地売却一般競争入札

〒000-0000  
交野市〇〇町〇丁目〇番〇号  
カタノ サブロー  
交野 三郎  
昭和46年11月3日生

※住所は住民登録上の住所としてください。

### 2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号	代理人使用印  
	カタノ サブロー	
	氏 名 交野 三郎 生年月日 昭和 46 年 11 月 3 日生	

- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)  
代理人は、入札において、必ずその印鑑を使用してください。

不動産売買契約書(案)

## 不 動 産 売 買 契 約 書 ( 案 )

売主 交野市(以下「甲」という。)と買主 【落札者の氏名】 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、次の条項により市有財産である土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、その所有する次に表示する土地(以下「本件土地」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける(以下「本件契約」という。)

所 在	地 番	地 目	地 積 (公簿)
交野市〇〇〇丁目	〇〇〇番〇	〇〇	〇〇〇㎡

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 【落札金額】 \_\_\_\_\_円とする。

(公簿売買による代金の不清算)

第4条 本件土地の売買は公簿面積によるものとし、甲及び乙は、本件土地の公簿面積と実測面積の間に差異があっても互いに異議を述べず、また売買代金の増減を請求しないものとする。

(境界)

第5条 甲は、本件土地の新たな境界明示、境界立会い、測量、地積更正登記は実施しないものとする。

2 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理し、乙は、甲に対して損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの請求、異議、苦情を申し立てないものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

2 甲は、乙の申出がある場合は、第1項の契約保証金を売買代金の一部に充てることができる。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第16条の定めにより、本件契約を解除し、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の納付)

第7条 乙は、売買代金を令和6年1月31日（水）までに、甲の交付する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前条第2項により契約保証金を売買代金の一部に充当したときは、売買代金から前条に定める契約保証金を除いた金額を売買代金として乙に納付させることができる。

（所有権の移転及び登記）

第8条 本件土地の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したときに乙に移転する。

2 甲は、前項の規定により本件土地の所有権を移転する際には、所有権移転の登記を嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類及び登録免許税相当額の収入印紙又は法務局の指定した収納機関の領収証書を甲に提出するものとする。

（売買物件の引渡し）

第9条 甲は、前条第2項の規定により本件土地の所有権移転の登記完了後、現状有姿のまま、乙に引渡したものとする。

（危険負担）

第10条 本件契約締結後、本件土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（遅延損害金）

第11条 乙は、第7条に定める売買代金を甲が定める支払期限までに支払わなかったときは、その期限の翌日から支払った日までの日数に応じ遅延損害金として売買代金に対し100分の5に相当する金額を甲の交付する納入通知書により、甲に支払わなければならない。ただし、1年に満たない期間の遅延損害金は、1年を365日として日割計算した額とする。

（公租公課の負担）

第12条 所有権移転後は、本件土地に係る租税その他の公租公課については、すべて乙が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第13条 乙は、本件土地に契約の不適合（数量の不足、地中障害物、埋蔵物など）があったとしても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は本件契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、本契約書第9条に定める引き渡しの日から2年間は、この限りでない。

（用途の禁止）

第14条 乙は、本件土地を次の各号の用途に供してはならない。

（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性

風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する土地利用

(2) 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例（昭和63年条例第15号）に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用

(3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に定める暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

2 乙は、本件土地の所有権を第三者に移転する場合には、前項に定める用途の禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して同項に定める用途に使用をさせてはならない。本件土地について第三者に対して抵当権、質権、先取特権及び賃借権等の権利を設定する場合も、同様とする。

（違約金）

第15条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、次条の規定により本件契約が解除されたときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は第19条に定める損害賠償の予定又は一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの事前催告なく、本件契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙が、本件契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

(3) 前2号の場合のほか、本件契約に違反し、その違反によって本件契約の目的を達することができないと認められるとき。

（売買代金の返還）

第17条 甲は、前条の規定により本件契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。

2 売買代金を返還するときは、利息を付さないものとする。

3 第1項の場合、乙に対する第15条第1項及び同条第2項に定める違約金の請求を妨げない。

（原状回復の義務）

第18条 乙は、甲が第16条の規定により本件契約を解除したときは、自己の負担において、本件土地を原状に回復し、甲の指定する期日までに、甲の立会いのもとに検査を受け、返還しなければならない。ただし、甲が原状を回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、前項の規定により乙が本件土地を原状に回復して返還しないときは、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

3 乙は本件土地の明渡しに際し、立退料・移転料その他名目の如何を問わず何らの金銭請求も行わないものとする。

4 乙は、本件土地の明渡しを遅滞したときは、第1項で甲が指定する期日から明渡し完了まで、その期間に応じ、本件土地使用料相当額の損害金を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条第1項及び第2項又は第18条第2項若しくは前条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第21条 本件契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 本件契約に関する一切の紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第23条 本件契約に定めのない事項又は本件契約の解釈に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本件契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 交野市私部1丁目1番1号  
交野市長 山本 景

乙 【落札者の住所】  
【落札者の氏名】

## 物件案内

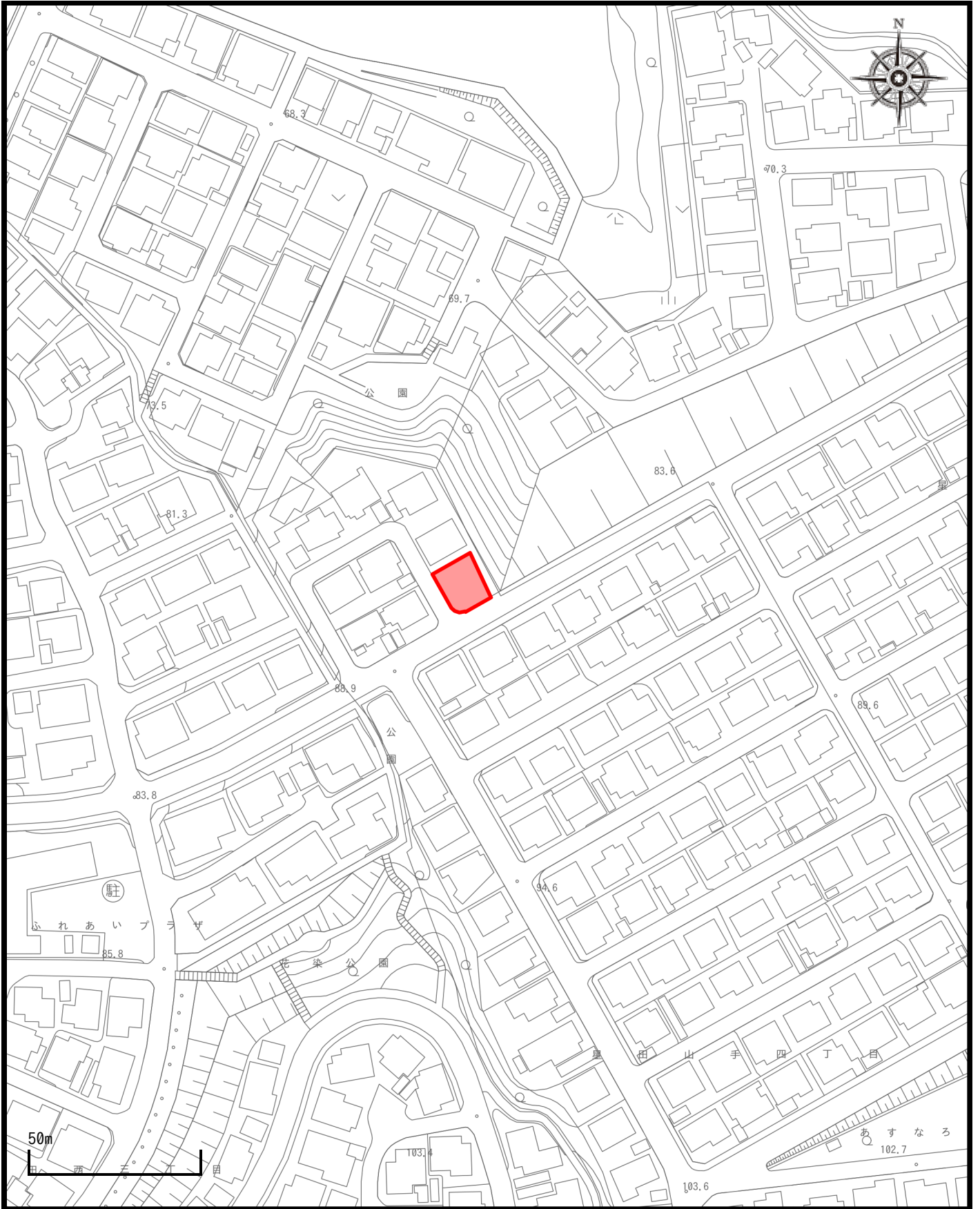


# 物 件 調 書

物件番号	所在地番	地目(登記)	地積(登記)	最低売却価格
B-1	交野市星田山手4丁目2247番375	宅地	165.09 m <sup>2</sup>	16,581,400円

法令に基づく制限	住所検索		交野市星田山手4丁目13番付近		
	都市計画法等	区 域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域
		建ぺい率	40%	容 積 率	80%
		防火・準防火地域	— ※建築基準法第22条	高度地区	第1種高度地区
前面道路の状況		南側:市道星田山手線(幅員約8.50m)(第42条第1項第1号) 西側:市道星田山手27号線(幅員約4.90m)(第42条第1項第1号)			
供給処理施設の状況	種 類	配管等の状況	照会先の事業所等		
	電 気	南側および西側前面道路に電柱あり	関西電力送配電株式会社		
	ガ ス	南側および西側前面道路に配管あり	大阪ガスネットワーク株式会社		
	水 道	南側及び西側道路に配水管(φ100mm、φ50mm)あり 当該物件に給水管及び量水器(φ20mm)の設置記録あり。	交野市水道局工務課	tel 072-891-0016	
	下水道(汚水)	南側および西側道路に配管(φ250mm)あり	交野市都市整備部下水道課	tel 072-892-0121	
	下水道(雨水)	南側および西側道路に配管(φ300mm)あり	交野市都市整備部道路河川課	tel 072-892-0121	
	鉄 道	JR西日本	学研都市線「星田」駅より	約 1.3km	
	バ ス	京阪バス	バス停留所「星田山手」より	約 140m	
公共施設等	官庁等	交野市役所	物件の北東	約 3.9km	
	小学校	市立旭小学校	物件の北東	約 1.0km	
	中学校	市立第三中学校	物件の北東	約 700m	
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の引き渡しは現状のままとします。(扉、フェンス等の構造物を含む。)</li> <li>・地下埋設物・地盤・土壌等の調査は実施していません。</li> <li>・北側隣接地(2247番374)との筆界については、筆界特定手続により特定されています。(令和2年3月26日付、手続番号:令和元年第86号)なお、この筆界に係る境界点(点H1、H2)については境界標識を設置していません。(ただし各点から南東方向の境界線上50cmの位置に控え鉋あり)</li> <li>・筆界特定の結果等に基づき、令和5年6月12日付で地積更正登記を行っています。</li> <li>・外壁後退1.5mあり。[本市都市まちづくり課:072-892-0121(代)内線520・212]</li> <li>・星田山手地区地区計画区域内(敷地面積の最低限度160m<sup>2</sup>、高さの最高限度8.5m等制限あり)[本市都市まちづくり課:072-892-0121(代)内線520・212]</li> <li>・新たに公共汚水柵を設置し、公共下水道に接続する場合は、接続協議を行ってください。[本市下水道課:072-892-0121(代)内線504・506]</li> <li>・物件の土地利用にあたっては、雨水排水の方法について関係課と協議してください。[本市道路河川課:072-892-0121(代)内線261・263]</li> </ul>				

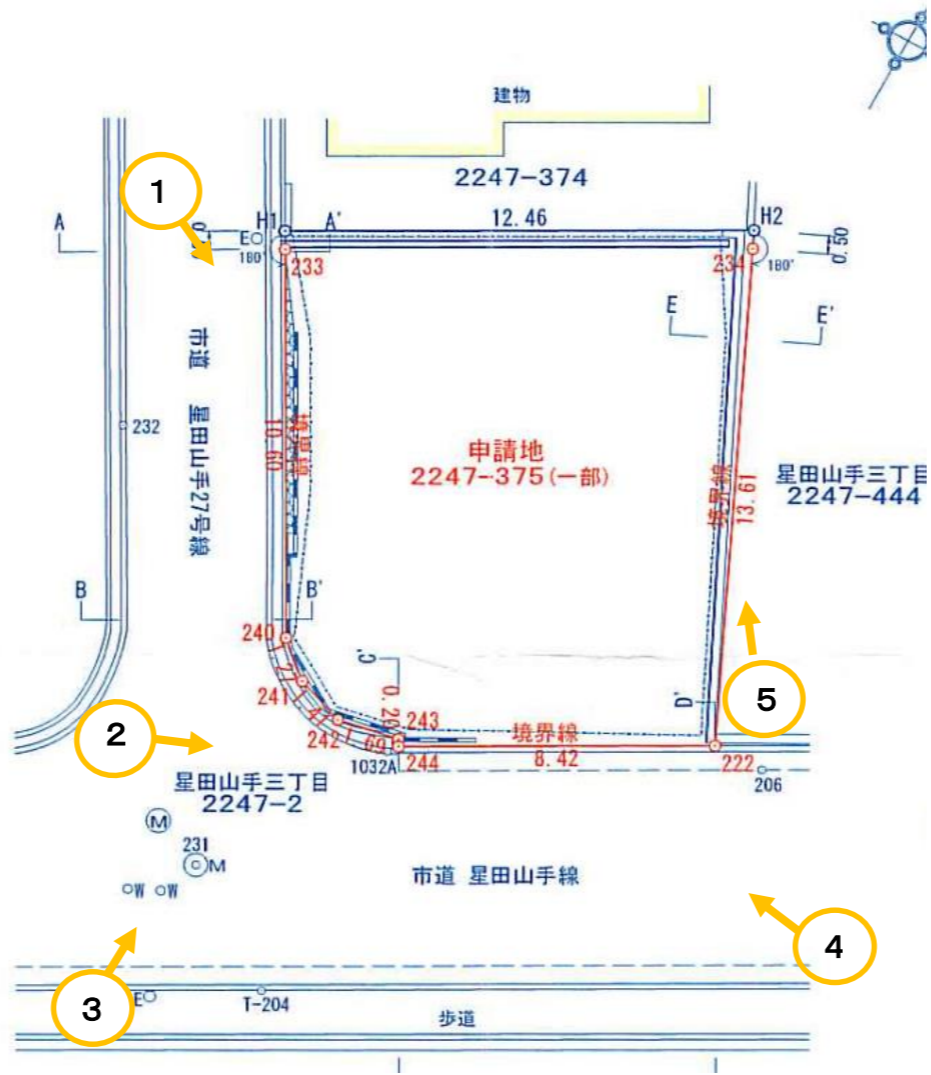
# 位置図



1 / 1,500



星田山手4丁目2247番375



物件の表示 星田山手4丁目2247番375 宅地 165.09㎡  
 最低処分価格 **16,581,400円** (鑑定費用含む)



表題部 (土地の表示)		調製	平成6年2月24日	不動産番号	1215000227749
地図番号	[余白]	筆界特定	令和2年3月26日筆界特定(手続番号令和1年第86号)		
所在	交野市星田山手四丁目				[余白]
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2247番375	宅地	163.84		2247番2から分筆 〔昭和48年6月20日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日	
[余白]	[余白]	165.09		③錯誤 〔令和2年6月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年12月4日 第684号	原因 平成3年11月29日売買 所有者 交野市私部一丁目1番1号交野市役所内 交野市土地開発公社 順位6番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日
2	所有権移転	令和5年4月12日 第12580号	原因 令和5年3月31日売買 所有者 大阪府交野市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年4月28日  
大阪法務局枚方出張所

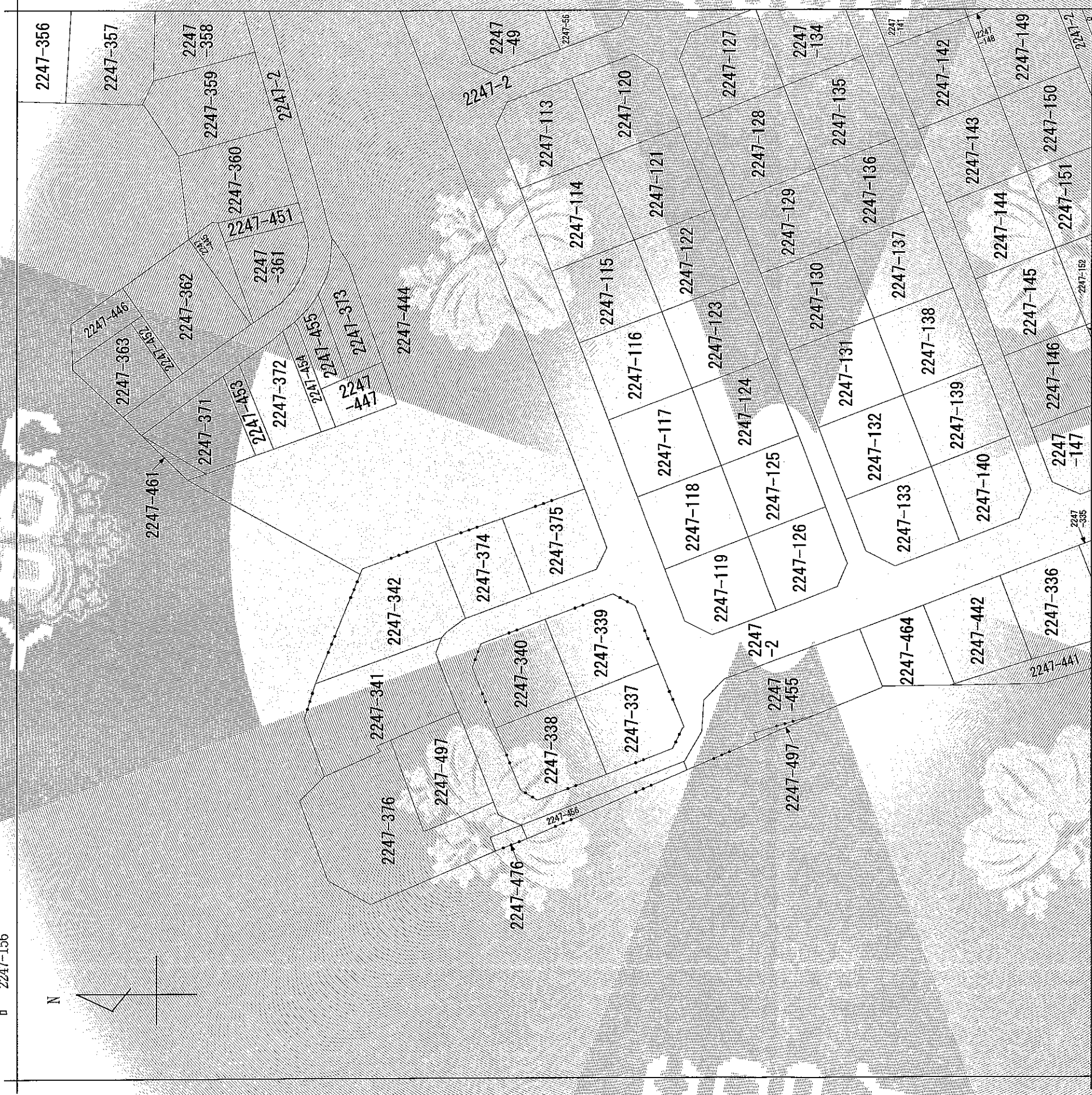
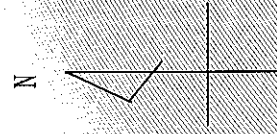
登記官

寺野 洋一

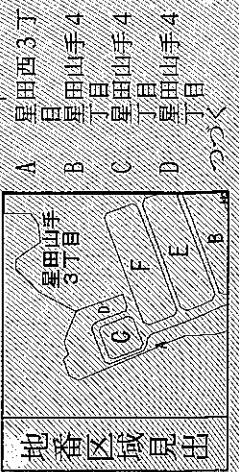




イ 2247-153  
ロ 2247-156



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所在	交野市星田山手四丁目	地番	2247番375			
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
			備付 年月日 (原図)	補記 事項			
作成 年月日							

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月25日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官



寺野洋一

請求番号：29-2  
(1/2)



E 星田山手 4  
F 星田山手 4  
G 星田山手 4  
H 星田山手 3

YBDC

YBDC

YBDC

請求番号：29-2  
(2/2)



登記年月日：令和2年6月12日

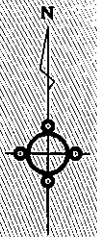
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年7月25日  
大阪法務局枚方出張所

COPY

寺野洋一



地番	2247-375	地積測量図
土地の所在	交野市星田山手四丁目	
座標系	任意座標	
測量年月日	令和2年1月27日	



座標求積表

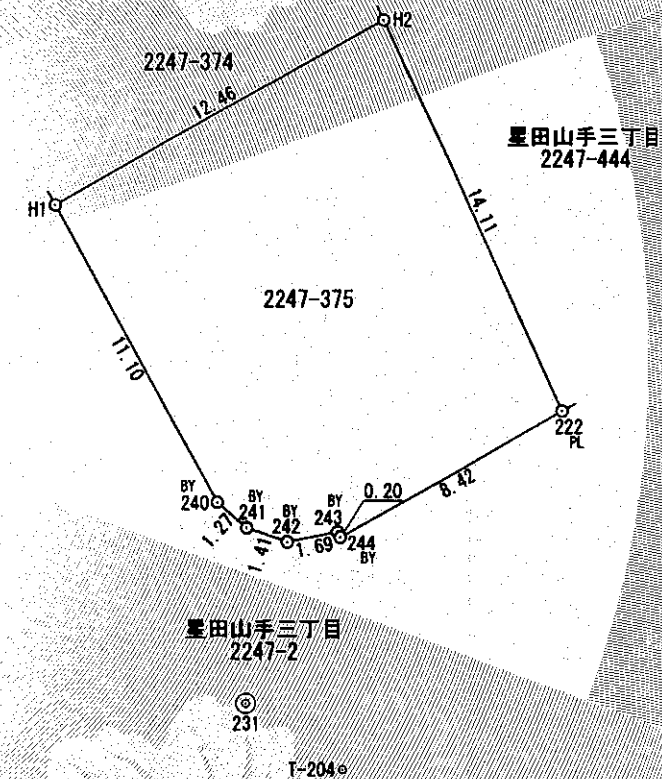
地番	2247-375			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離
H1	-137970.414	-30796.459	485721.751348	11.10
240	-137980.091	-30791.019	323859.937842	1.27
241	-137980.932	-30790.057	39965.493986	1.41
242	-137981.389	-30788.718	3910.167186	1.69
243	-137981.059	-30787.060	-4741.207240	0.20
244	-137981.235	-30786.961	-121608.495950	8.42
222	-137977.109	-30779.615	-520667.967340	14.11
H2	-137964.319	-30785.585	-206109.491575	12.46
			倍面積	330.188257
			面積	165.0941285
			地積	165.09
			坪数	49.94

座標リスト

点名	標識	X	Y
T-204	金属板	-137988.835	-30786.876
230	マンホールポンチ	-137975.805	-30772.645
231	マンホールポンチ	-137986.668	-30790.076

引照点距離表

境界点	引照点	距離
244	230	15.311
	231	6.262
222	230	7.090
	231	14.170
H1	230	24.416
	231	17.462
H2	230	17.302
	231	22.795



記号	境界標の種類
BY	金属板
PL	金属プレート

作成者	大阪府交野市郡津四丁目3番6号 土地家屋調査士 吉田英彦	吉田登記測量事務所 大阪府交野市郡津四丁目3番6号 土地家屋調査士 上田智章 (令和2年5月25日作成)	申請人	交野市土地開発公社 理事長 倉澤裕基	縮尺	1/250
-----	---------------------------------	---	-----	-----------------------	----	-------

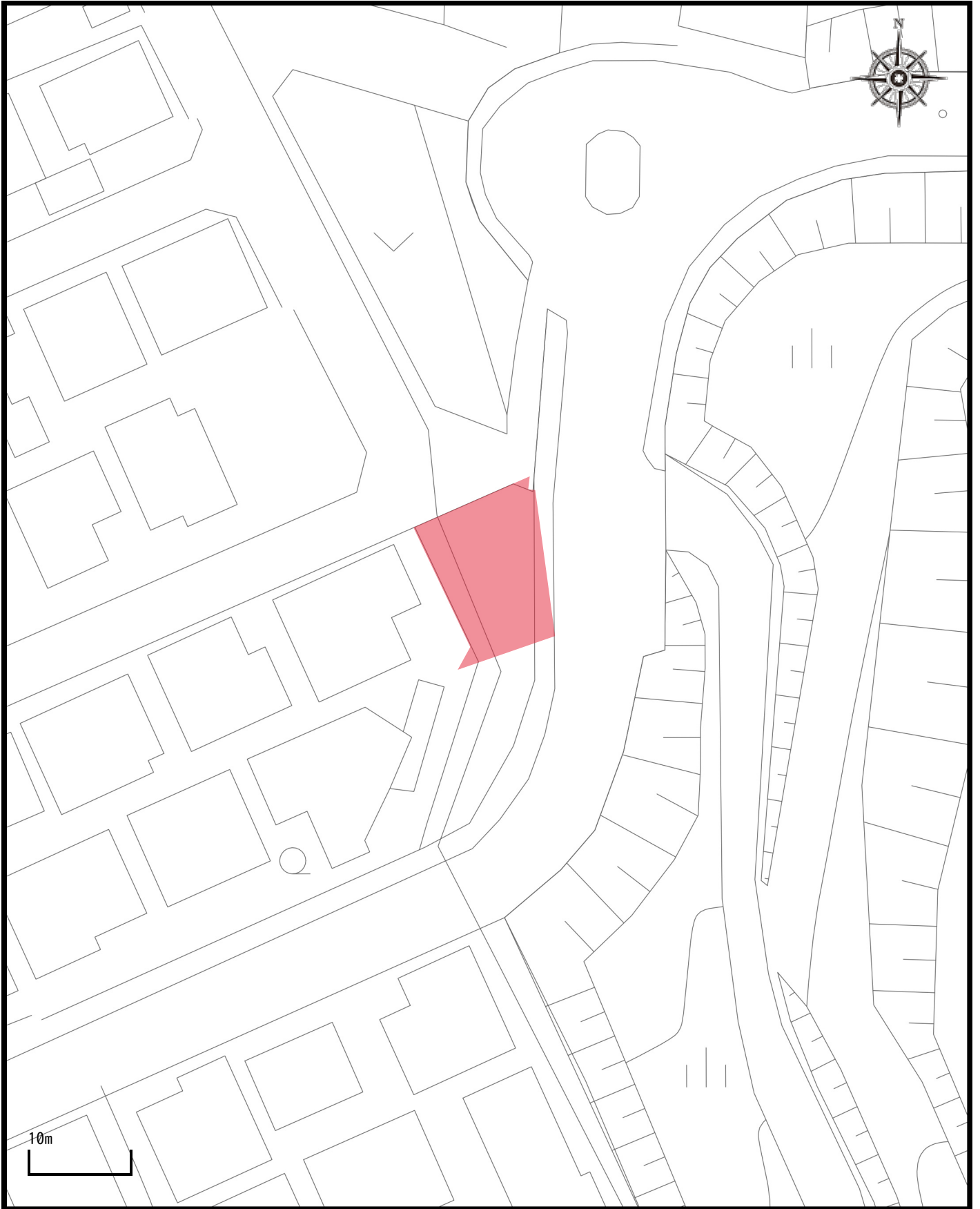
# 物件調書

物件番号	所在地番	地目(登記)	地積(登記)	最低売却価格
B-2	交野市大字星田5092番4 交野市大字星田5092番9 交野市南星台5丁目5111番52	山林 山林 山林	136 m <sup>2</sup> 9.67 m <sup>2</sup> 1.07 m <sup>2</sup>	—
	計		146.74 m <sup>2</sup>	4,302,100円

住所検索		交野市南星台5丁目6番付近			
法令に基づく制限	都市計画法等	区域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域 (外壁後退1.5mあり)
		建ぺい率	40%	容積率	80%
		防火・準防火地域	— ※建築基準法第22条	高度地区	第1種高度地区
前面道路の状況		東側:市道星田57号線(幅員約12.4m)(第42条第1項第1号) 北側:市道南星台18号線(幅員約4.2m)(第42条第1項第1号)			
供給処理施設の状況	種類	配管等の状況		照会先の事業所等	
	電気	北側道路に電柱あり 東側道路に電柱あり 東側道路に電柱あり		関西電力送配電株式会社	
	ガス	北側道路に配管あり		大阪ガスネットワーク株式会社	
	水道	北側道路に配水管(φ100mm)あり		交野市水道局工務課	tel 072-891-0016
交通機関	下水道(汚水)	北側道路に配管(φ250mm)あり		交野市都市整備部下水道課	tel 072-892-0121
	下水道(雨水)	東側道路に配管(φ300mm)あり 北側道路に配管(φ450mm)あり		交野市都市整備部道路河川課	tel 072-892-0121
	鉄道	京阪電車		交野線「私市駅」より	約 1.6km
	バス	JR西日本		学研都市線「星田」駅より	約 1.7km
公共施設等	官庁等	京阪バス		バス停留所「南星台」より	約 20m
	小学校	交野市役所		物件の北東	約 3.6km
	中学校	市立妙見坂小学校		物件の北東	約 620m
	中学校	市立第三中学校		物件の北西	約 830m
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の引き渡しは現状のままとします。(扉、フェンス等の構造物を含む。)</li> <li>・地下埋設物・地盤・土壌等の調査は実施していません。</li> <li>・物件の所在地は「南星台地区地区計画(地区整備計画)区域(※地区の細区分:住宅地区)」です。 ※地区計画において敷地面積の最低限度が「150 m<sup>2</sup>」となっていることから、当該敷地のみでの建築はできません。詳細については関係課へ確認を行ってください。[本市都市まちづくり課:072-892-0121(代)内線 520・212]</li> <li>・新たに公共汚水樹を設置し、公共下水道に接続する場合は、接続協議を行ってください。[本市下水道課:072-892-0121(代)内線 504・506]</li> <li>・物件の土地利用にあたっては、雨水排水の方法について関係課と協議してください。[本市道路河川課:072-892-0121(代)内線 261・263]</li> </ul>				



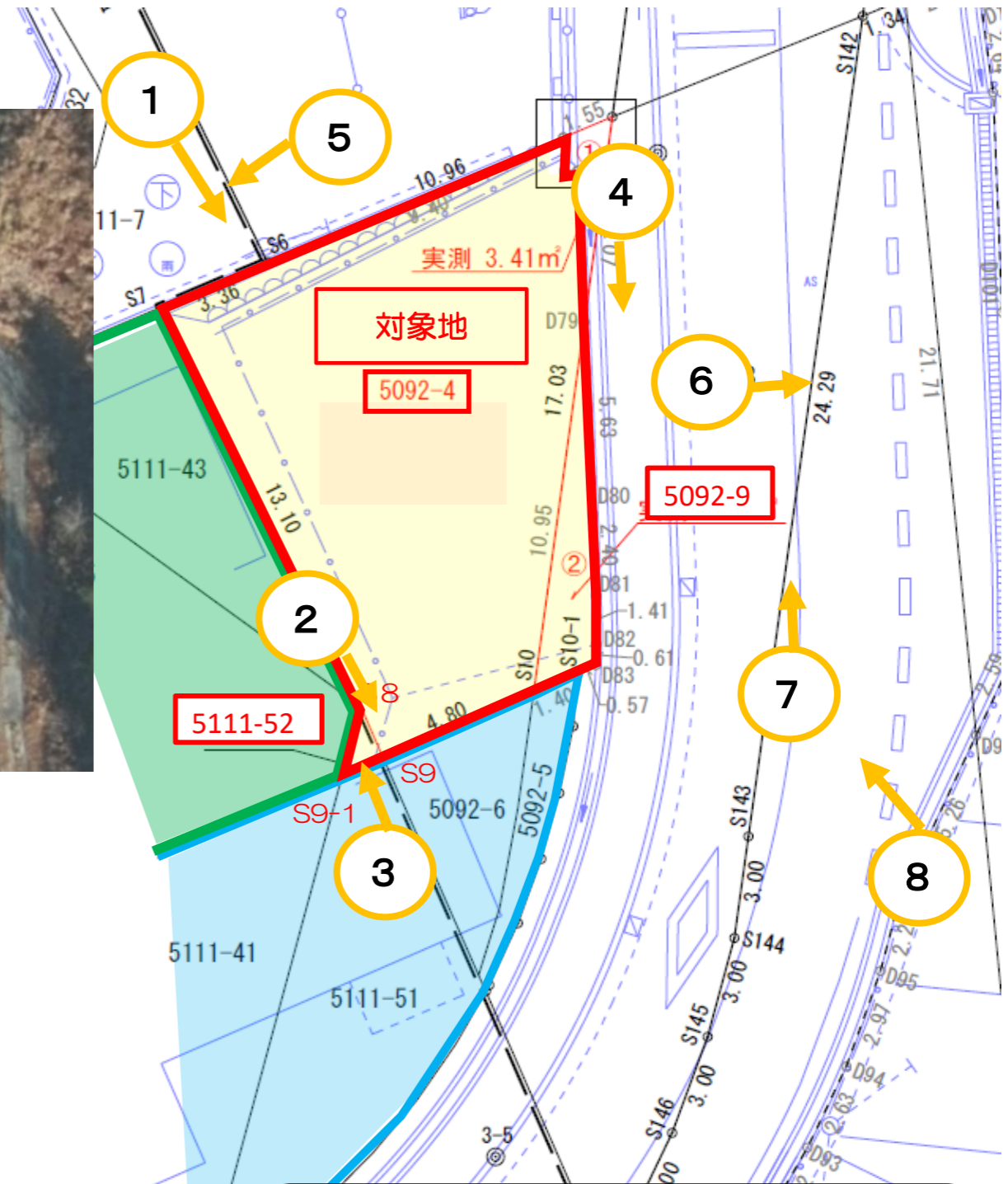
# 位置図



1 / 500



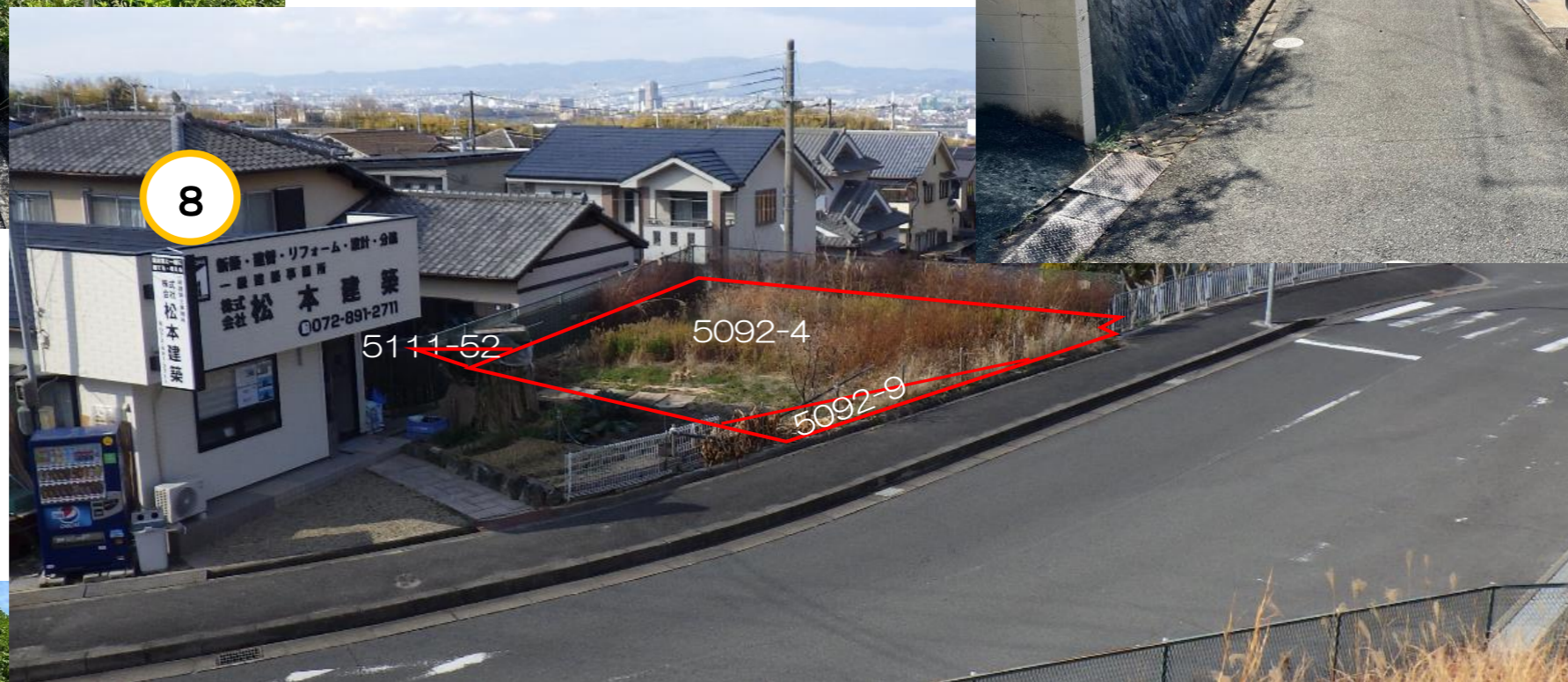
参考図面



○対象地  
 大字星田5092番4 山林 136㎡  
 大字星田5092番9 山林 9.67㎡  
 南星台5丁目5111番52 山林 1.07㎡

○最低処分価格  
4,302,100円 (鑑定費用含む)







表題部 (土地の表示)		調製	平成6年2月24日	不動産番号	1215000182774
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	交野市大字星田			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
5092番4	山林	156		5092番1から分筆 〔昭和63年3月18日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日	
余白	余白	138		③5092番4、5092番6に分筆 〔平成8年4月24日〕	
余白	余白	136		③錯誤 ③5092番4、5092番10に分筆 〔令和5年1月20日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年5月31日 第6822号	原因 昭和61年3月31日売買 所有者 交野市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野洋一



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1215001378944
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	交野市大字星田			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
5092番9	山林	9 67		5092番3から分筆 〔令和5年1月20日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年5月31日 第6822号	原因 昭和61年3月31日売買 所有者 交野市 順位1番の登記を転写 令和5年1月10日受付 第371号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋一



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	1215001131482
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	交野市南星台五丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
5111番52	山林	1.07		5111番7から分筆 〔平成8年4月24日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年2月4日 第607号	原因 昭和55年1月17日寄附 所有者 交野市 順位1番の登記を転写 平成8年4月24日受付 第29940号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野洋一



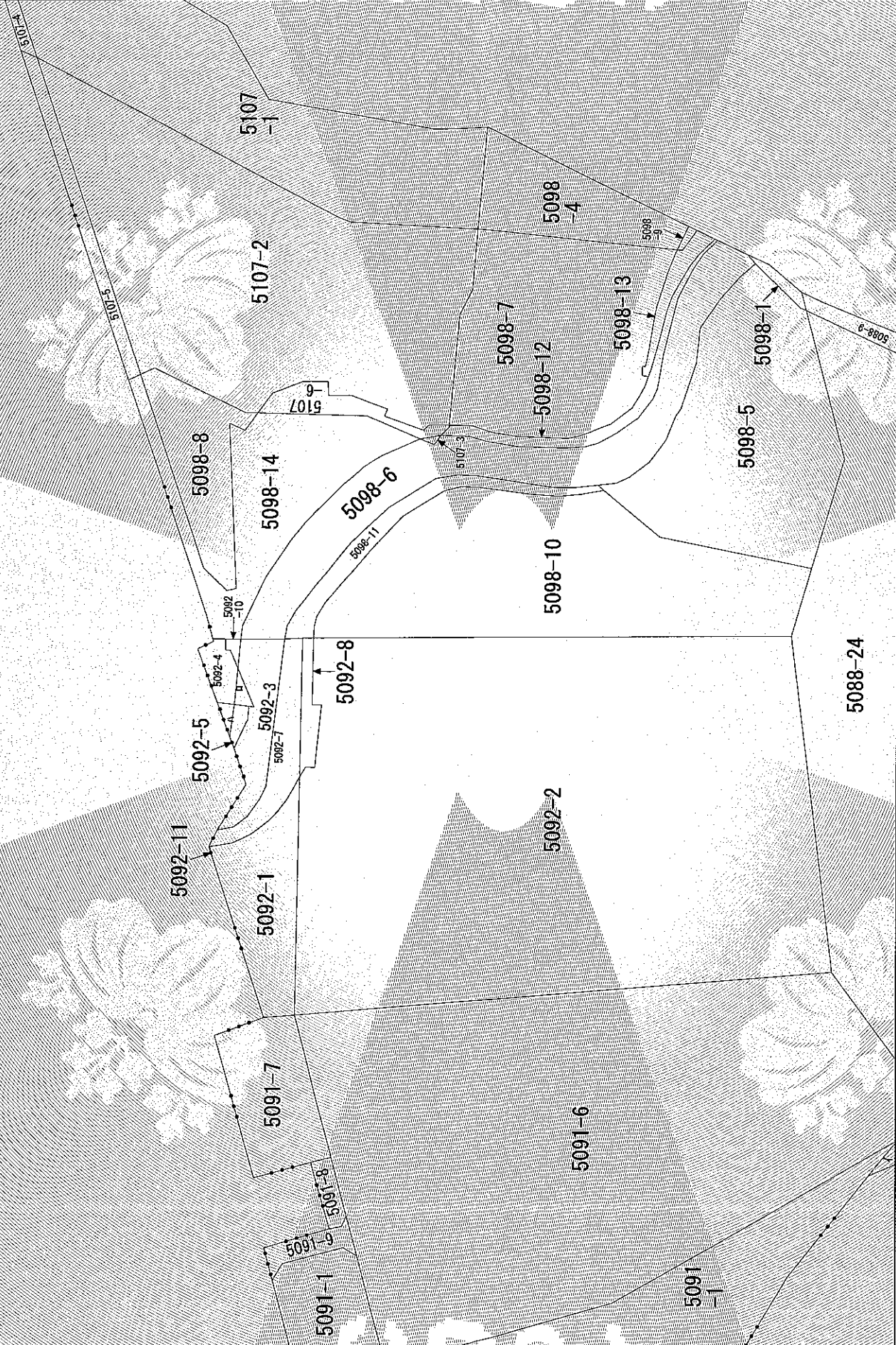
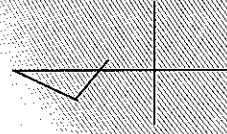
\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



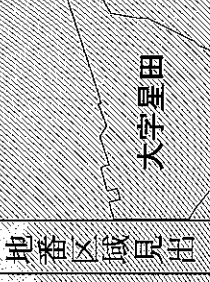
イ 5088-9  
ロ 5092-9

△ 5092-6

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	交野市大字星田	地番	5092番4		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日		座標系番号又は記号	備付年月日(原図)	補記事項	種類	旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官

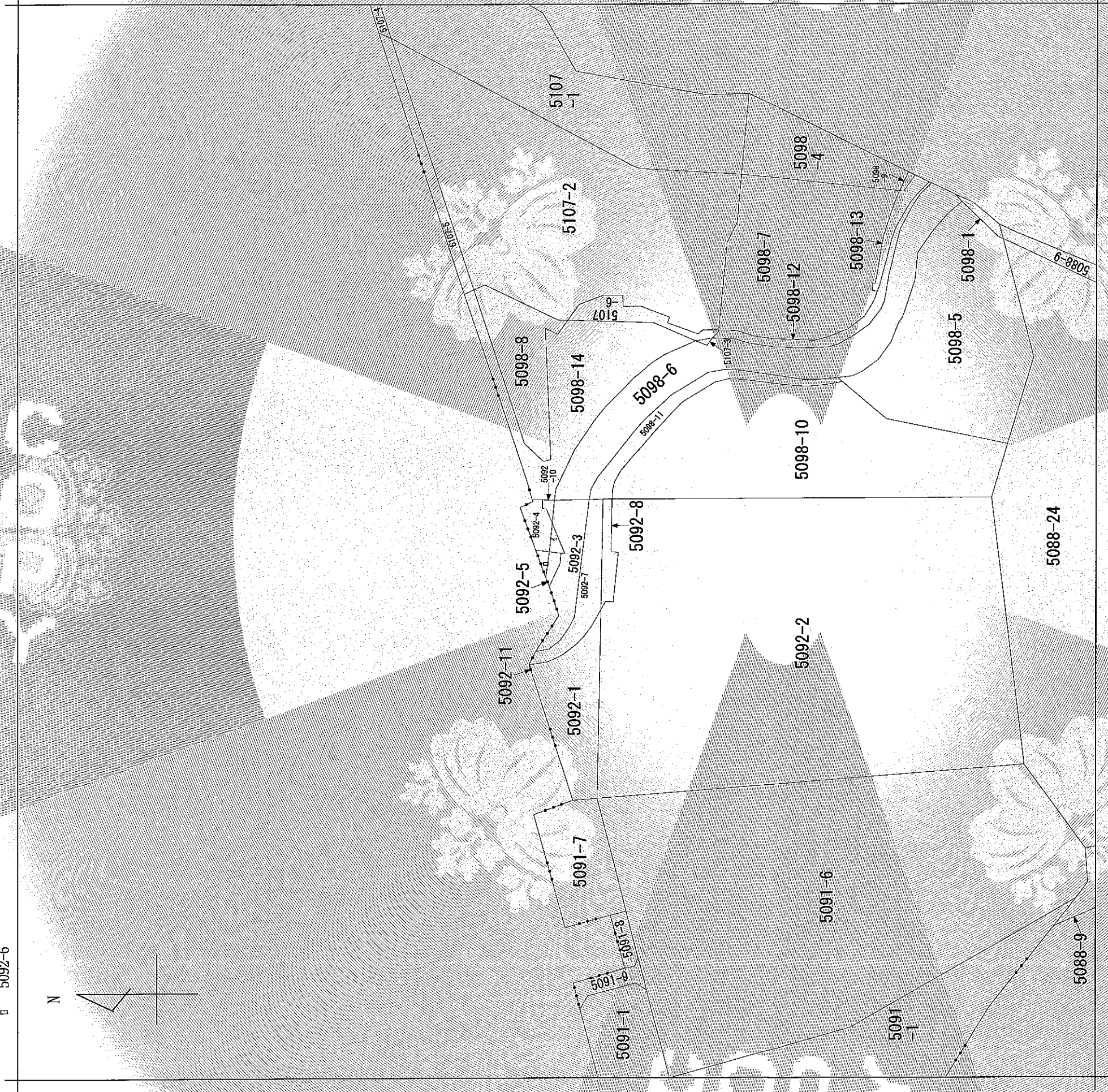
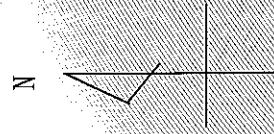


寺野洋一

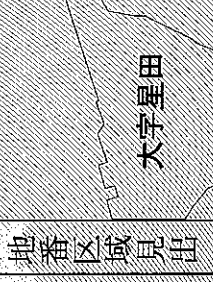
請求番号：41-1  
(1/1)



イ 5092-9  
ロ 5092-6



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	交野市大字星田	地番	5092番9
出力縮	縮尺不明	精度分	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	座標系	番号又は記号	種類	旧土地台帳附属地図
	付年月日(原図)	補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官

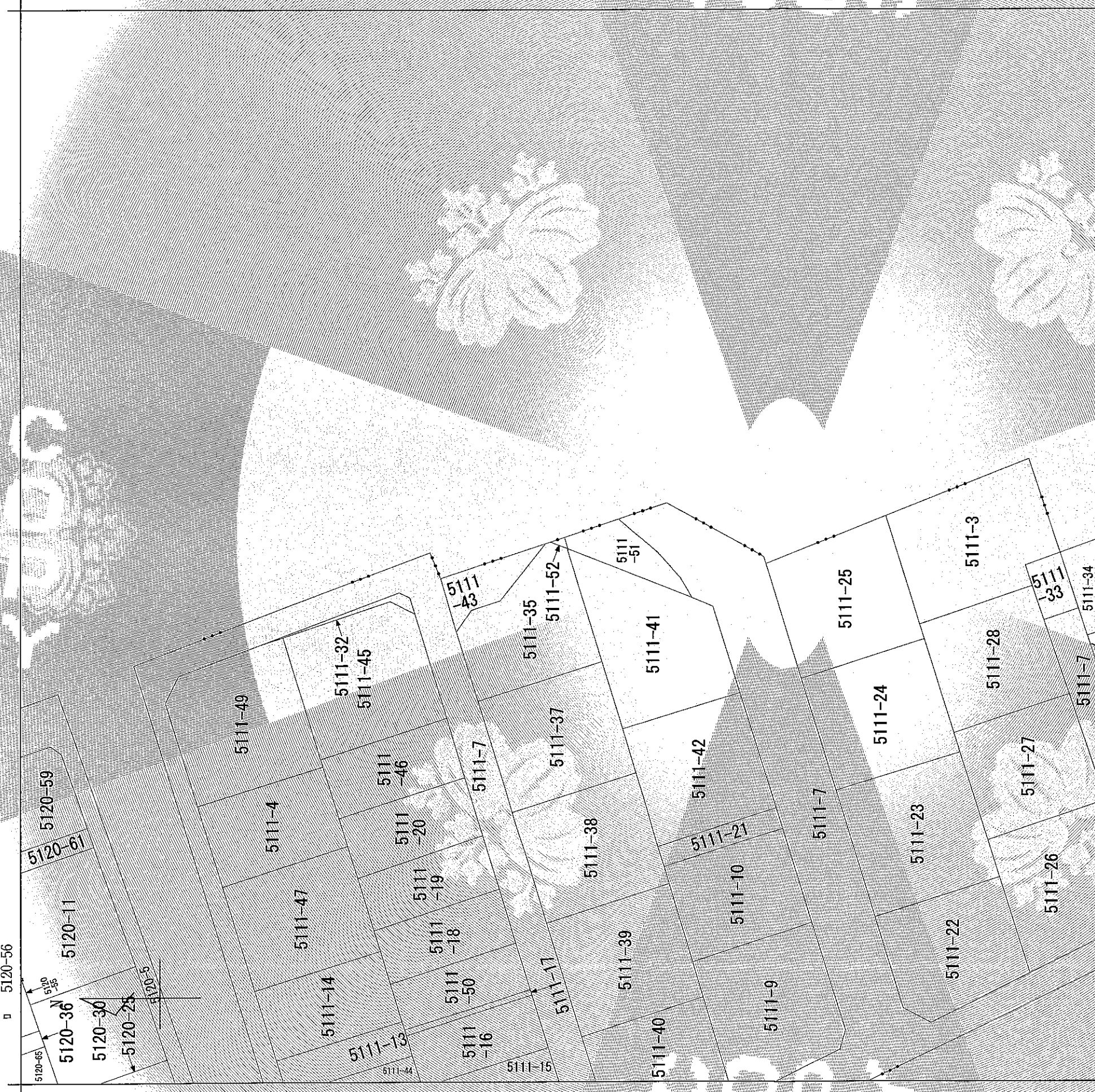


寺野洋一

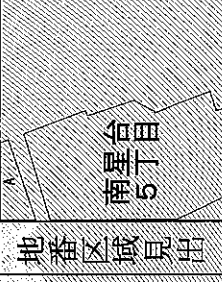
請求番号：41-2  
(1/1)



イ 5111-36  
ロ 5120-56



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A  
南星台5丁目

請求部	所在	交野市南星台五丁目	地番	5111番52
出力縮	縮尺不明	精度区分	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	座標系 番号又は 記号	備考 年月日 (原図)	種類	旧土地台帳附属地図
			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官





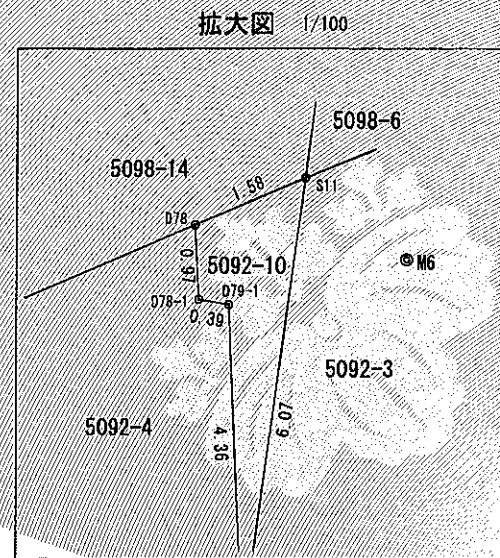
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所

COPY

寺野洋一



地番	5092-4, -10	土地積測量図
土地の所在	交野市大字星田	

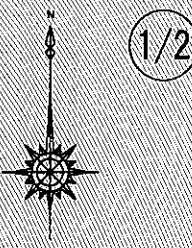
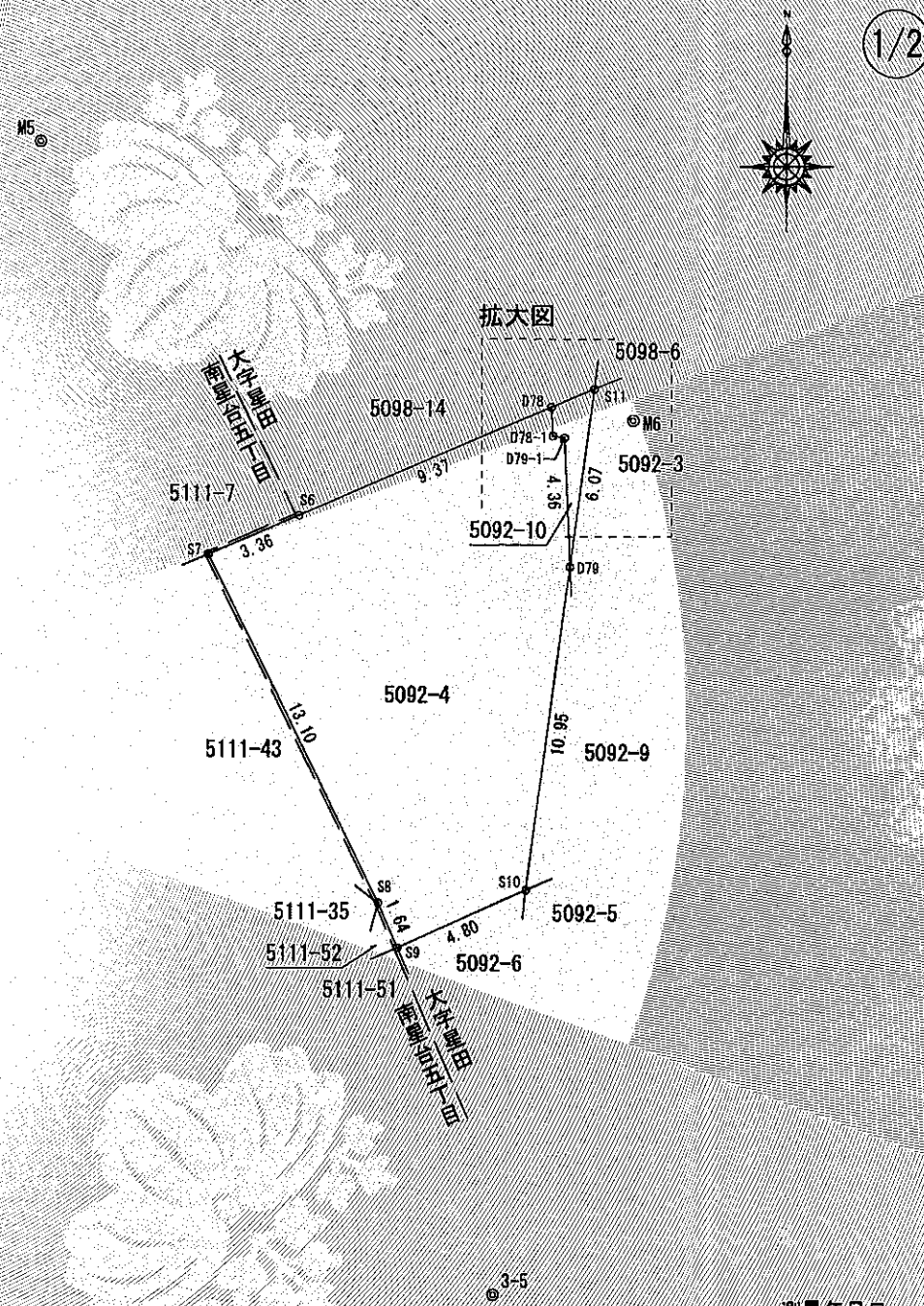


座標求積表

地番		5092-4		
点名	標識	Xn	Yn	辺長
S7	金属プレート	-137935.834	-29669.148	13.10
S8	プラスチック杭	-137947.565	-29663.315	1.64
S9	プラスチック杭	-137949.068	-29662.656	4.80
S10	金属紙	-137947.132	-29658.256	10.95
D79	金属プレート	-137936.278	-29656.776	4.36
D79-1	金属プレート	-137931.920	-29656.965	0.39
D78-1	プラスチック杭	-137931.851	-29657.359	0.97
D78	金属プレート	-137930.873	-29657.412	9.37
S6	金属プレート	-137934.523	-29666.052	3.36
		倍面積	272.688034	
		面積	136.3440170	
		地積	136.34	m <sup>2</sup>

地番		5092-10		
点名	標識	Xn	Yn	辺長
D78	金属プレート	-137930.873	-29657.412	0.97
D78-1	プラスチック杭	-137931.851	-29657.359	0.39
D79-1	金属プレート	-137931.920	-29656.965	4.36
D79	金属プレート	-137936.278	-29656.776	6.07
S11	金属紙	-137930.258	-29655.956	1.58
		倍面積	6.892352	
		面積	3.4461760	
		地積	3.44	m <sup>2</sup>

総合計面積	139.7901930 m <sup>2</sup>
-------	----------------------------



測量年月日  
令和4年6月11日

作成者 大阪市都島区都島南通一丁目21番45-1310号  
土地家屋調査士 富島 正人 (令和4年11月16日作製)

申請者 大阪府交野市長 山本 景

縮尺 1/250



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年10月4日  
大阪法務局枚方出張所

COPIY  
登記目

寺野洋一

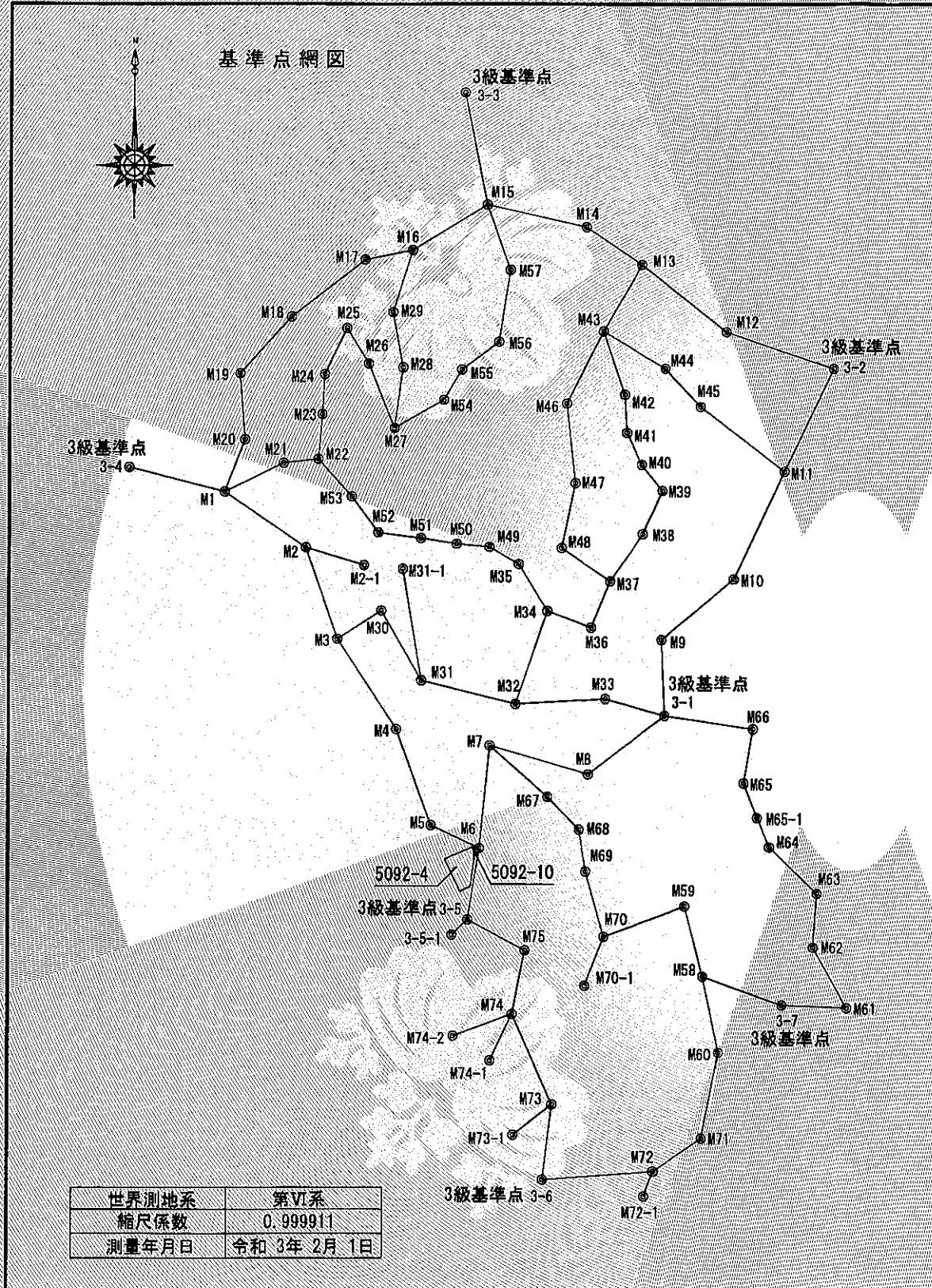


地番	5092-4.-10
----	------------

土地積所測在図

土地の所在	交野市大字星田
-------	---------

2/2



基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	標識
3-1	-137877.022	-29577.471	金属標
3-2	-137734.084	-29506.814	金属標
3-3	-137619.705	-29661.512	金属標
3-4	-137774.665	-29801.529	金属標
3-5	-137960.761	-29659.373	金属標
3-6	-138067.833	-29627.753	金属標
3-7	-137996.208	-29528.131	金属標
M1	-137784.815	-29761.619	金属標
M2	-137807.902	-29727.630	金属標
M3	-137845.532	-29714.311	金属標
M4	-137882.539	-29689.558	金属標
M5	-137821.860	-29674.891	金属標
M6	-137931.332	-29654.626	金属標
M7	-137889.169	-29650.309	金属標
M8	-137801.019	-29609.117	金属標
M9	-137845.933	-29578.811	金属標
M10	-137820.962	-29548.627	金属標
M11	-137776.464	-29527.522	金属標
M12	-137718.770	-29551.919	金属標
M13	-137690.953	-29587.282	金属標
M14	-137675.439	-29610.570	金属標
M15	-137666.085	-29652.103	金属標
M16	-137684.851	-29683.292	プラスチック標
M17	-137688.850	-29703.253	プラスチック標
M18	-137712.442	-29734.006	プラスチック標
M19	-137735.803	-29755.358	金属標
M20	-137763.234	-29753.279	金属標
M21	-137773.002	-29737.072	プラスチック標
M22	-137771.348	-29722.547	プラスチック標
M23	-137752.837	-29720.894	プラスチック標
M24	-137736.271	-29720.022	プラスチック標
M25	-137717.229	-29710.615	プラスチック標
M26	-137731.854	-29701.608	プラスチック標
M27	-137758.541	-29690.776	プラスチック標
M28	-137733.442	-29687.248	プラスチック標
M29	-137710.502	-29681.571	プラスチック標
M30	-137833.795	-29695.893	金属標
M31	-137862.499	-29678.050	金属標
M32	-137872.188	-29639.571	プラスチック標
M33	-137870.143	-29602.077	金属標
M34	-137834.062	-29626.396	プラスチック標
M35	-137814.721	-29638.482	プラスチック標
M36	-137840.835	-29608.060	プラスチック標
M37	-137821.788	-29600.173	プラスチック標
M38	-137802.381	-29586.584	プラスチック標
M39	-137784.487	-29578.580	プラスチック標

点名	X座標	Y座標	標識
M40	-137773.721	-29587.050	プラスチック標
M41	-137780.498	-29583.442	プラスチック標
M42	-137744.722	-29584.352	プラスチック標
M43	-137718.499	-29603.280	プラスチック標
M44	-137733.954	-29577.534	プラスチック標
M45	-137749.746	-29562.798	プラスチック標
M46	-137748.436	-29618.537	プラスチック標
M47	-137781.332	-29614.823	プラスチック標
M48	-137808.131	-29620.442	プラスチック標
M49	-137807.628	-29650.728	プラスチック標
M50	-137806.372	-29664.371	プラスチック標
M51	-137804.017	-29679.413	プラスチック標
M52	-137801.724	-29687.325	プラスチック標
M53	-137786.852	-29708.477	プラスチック標
M54	-137746.905	-29670.052	プラスチック標
M55	-137734.277	-29682.505	プラスチック標
M56	-137722.772	-29647.010	プラスチック標
M57	-137693.100	-29642.316	プラスチック標
M58	-137984.248	-29551.340	プラスチック標
M59	-137955.351	-29568.859	プラスチック標
M60	-138015.601	-29554.579	プラスチック標
M61	-137997.133	-29500.812	プラスチック標
M62	-137972.401	-29515.021	プラスチック標
M63	-137950.172	-29513.412	プラスチック標
M64	-137931.022	-29533.541	プラスチック標
M65	-137904.697	-29544.384	金属標
M66	-137882.534	-29540.458	プラスチック標
M67	-137910.282	-29626.129	プラスチック標
M68	-137923.601	-29612.895	プラスチック標
M69	-137941.021	-29610.063	プラスチック標
M70	-137967.881	-29602.513	プラスチック標
M71	-138050.850	-29551.862	プラスチック標
M72	-138064.444	-29581.793	プラスチック標
M73	-138036.936	-29623.840	プラスチック標
M74	-137999.603	-29640.650	プラスチック標
M75	-137973.488	-29635.421	プラスチック標
3-5-1	-137967.029	-29666.064	金属標
M2-1	-137815.161	-29703.251	プラスチック標
M31-1	-137816.619	-29687.036	プラスチック標
M65-1	-137818.988	-29538.686	プラスチック標
M70-1	-137986.001	-29610.401	プラスチック標
M72-1	-138074.687	-29585.555	プラスチック標
M73-1	-138049.413	-29640.158	金属標
M74-1	-138018.736	-29649.863	プラスチック標
M74-2	-138008.685	-29665.398	金属標

世界測地系	第VI系
縮尺係数	0.999911
測量年月日	令和3年2月1日

作成者 大阪市都島区都島南通一丁目21番45-1310号  
土地家屋調査士 富島 正人 (令和4年11月16日作製)

申請者 大阪府交野市長 山本 景  
縮尺 1/2500



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年10月4日 大阪法務局枚方出張所

COPY 登記官

寺野洋一



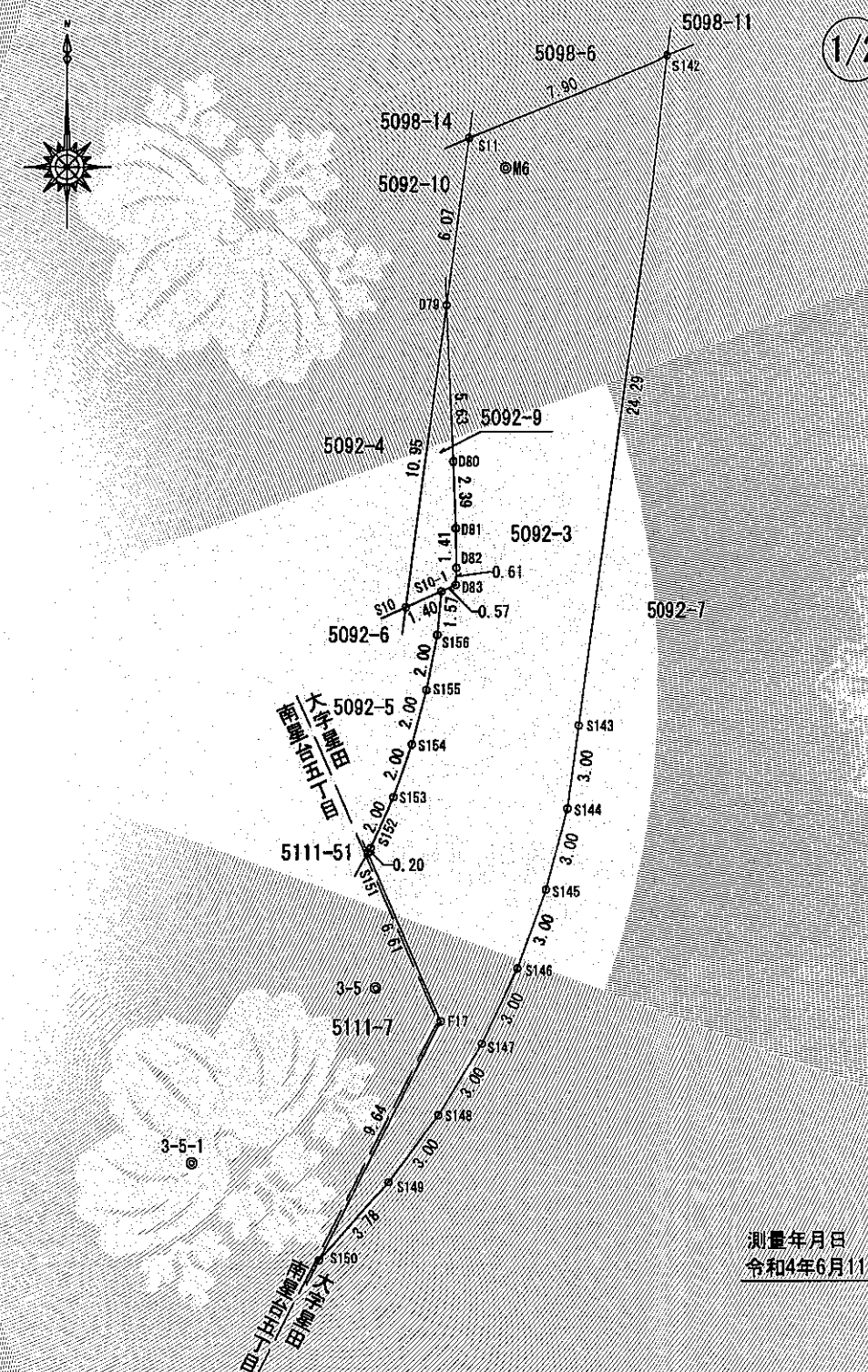
地番	5092-3.-9	土地積測量図
土地の所在	交野市大字星田	

座標求積表

地番	5092-3			
点名	標識	Xn	Yn	辺長
S11	金属鉄	-137930.258	-29655.956	6.07
D79	金属プレート	-137936.278	-29656.776	5.63
D80	金属プレート	-137941.909	-29656.532	2.39
D81	金属プレート	-137944.307	-29656.435	1.41
D82	金属プレート	-137945.726	-29656.417	0.61
D83	金属プレート	-137946.336	-29656.438	0.57
S10-1	金属鉄	-137946.567	-29656.965	1.57
S156	金属鉄	-137948.133	-29657.100	2.00
S155	プラスチック杭	-137950.099	-29657.505	2.00
S154	プラスチック杭	-137952.035	-29658.032	2.00
S153	プラスチック杭	-137953.916	-29658.714	2.00
S152	プラスチック杭	-137955.737	-29659.544	0.20
S151	プラスチック杭	-137955.914	-29659.656	6.61
F17	金属鉄	-137961.965	-29656.994	9.64
S150	金属鉄	-137970.513	-29661.454	3.78
S149	計算点	-137967.722	-29658.898	3.00
S148	計算点	-137965.329	-29657.080	3.00
S147	金属鉄	-137962.771	-29655.504	3.00
S146	計算点	-137960.062	-29654.205	3.00
S145	計算点	-137957.241	-29653.169	3.00
S144	計算点	-137954.341	-29652.382	3.00
S143	金属鉄	-137951.364	-29651.972	24.29
S142	金属鉄	-137927.301	-29648.624	7.90
倍面積		415.070796		
面積		207.5353980		
地積		207.53		m <sup>2</sup>

地番	5092-9			
点名	標識	Xn	Yn	辺長
D79	金属プレート	-137936.278	-29656.776	10.95
S10	金属鉄	-137947.132	-29658.256	1.40
S10-1	金属鉄	-137946.567	-29656.965	0.57
D83	金属プレート	-137946.336	-29656.438	0.61
D82	金属プレート	-137945.726	-29656.417	1.41
D81	金属プレート	-137944.307	-29656.435	2.39
D80	金属プレート	-137941.909	-29656.532	5.63
倍面積		19.350618		
面積		9.6753090		
地積		9.67		m <sup>2</sup>

総合計面積	217.2107070 m <sup>2</sup>
-------	----------------------------



測量年月日  
令和4年6月11日

作成者 大阪市都島区都島南通一丁目21番45-1310号  
土地家屋調査士 富島 正人 (令和4年11月16日作製)

申請者 大阪府交野市長 山本 景

縮尺 1/250



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年10月4日 大阪法務局枚方出張所

登記日

寺野洋一

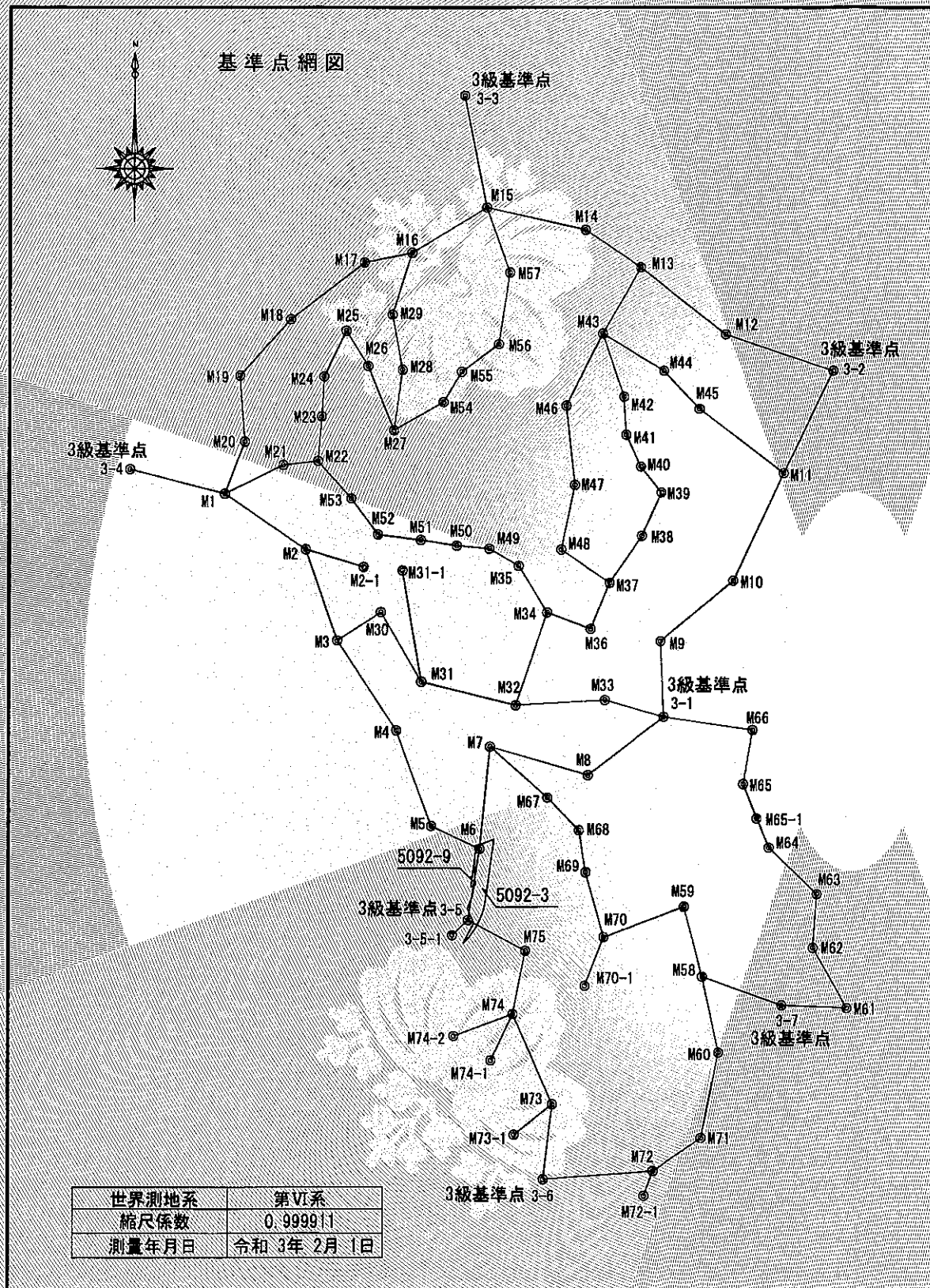


地番	5092-3.-9
----	-----------

土地積測量図

土地の所在	交野市大字星田
-------	---------

2/2



基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	標識
3-1	-137877.022	-29577.471	金属標
3-2	-137734.064	-29506.814	金属標
3-3	-137619.706	-29661.512	金属標
3-4	-137774.666	-29801.529	金属標
3-5	-137960.761	-29659.373	金属標
3-6	-138067.833	-29627.753	金属標
3-7	-137996.208	-29528.131	金属標
M1	-137784.815	-29761.619	金属標
M2	-137807.902	-29727.630	金属標
M3	-137845.532	-29714.311	金属標
M4	-137882.538	-29689.558	金属標
M5	-137821.860	-29674.891	金属標
M6	-137831.332	-29654.626	金属標
M7	-137889.169	-29650.309	金属標
M8	-137801.019	-29609.117	金属標
M9	-137845.933	-29578.811	金属標
M10	-137820.962	-29548.627	金属標
M11	-137776.464	-29527.522	金属標
M12	-137718.770	-29551.919	金属標
M13	-137690.953	-29587.282	金属標
M14	-137675.439	-29610.570	金属標
M15	-137666.085	-29652.103	金属標
M16	-137684.851	-29683.292	プラスチック標
M17	-137688.850	-29703.253	プラスチック標
M18	-137712.442	-29734.006	プラスチック標
M19	-137735.803	-29755.358	金属標
M20	-137763.234	-29753.279	金属標
M21	-137773.002	-29737.072	プラスチック標
M22	-137771.348	-29722.547	プラスチック標
M23	-137752.837	-29720.994	プラスチック標
M24	-137736.271	-29720.022	プラスチック標
M25	-137717.229	-29710.815	プラスチック標
M26	-137731.854	-29701.608	プラスチック標
M27	-137758.541	-29690.776	プラスチック標
M28	-137783.442	-29687.248	プラスチック標
M29	-137710.502	-29691.571	プラスチック標
M30	-137833.795	-29695.993	金属標
M31	-137862.499	-29679.050	金属標
M32	-137872.168	-29639.571	プラスチック標
M33	-137870.143	-29602.077	金属標
M34	-137834.062	-29626.396	プラスチック標
M35	-137814.721	-29638.462	プラスチック標
M36	-137840.835	-29608.060	プラスチック標
M37	-137821.798	-29600.173	プラスチック標
M38	-137802.381	-29586.584	プラスチック標
M39	-137784.487	-29578.590	プラスチック標
M40	-137773.721	-29567.050	プラスチック標
M41	-137760.498	-29593.442	プラスチック標
M42	-137744.722	-29594.352	プラスチック標
M43	-137718.499	-29603.260	プラスチック標
M44	-137733.954	-29577.534	プラスチック標
M45	-137749.746	-29562.798	プラスチック標
M46	-137748.436	-29618.537	プラスチック標
M47	-137781.332	-29614.823	プラスチック標
M48	-137808.131	-29620.442	プラスチック標
M49	-137807.629	-29650.728	プラスチック標
M50	-137806.372	-29664.371	プラスチック標
M51	-137804.017	-29679.413	プラスチック標
M52	-137801.724	-29697.325	プラスチック標
M53	-137786.852	-29708.477	プラスチック標
M54	-137746.905	-29670.052	プラスチック標
M55	-137734.277	-29662.505	プラスチック標
M56	-137722.772	-29647.010	プラスチック標
M57	-137693.100	-29642.316	プラスチック標
M58	-137984.248	-29581.340	プラスチック標
M59	-137956.351	-29568.859	プラスチック標
M60	-138015.601	-29554.579	プラスチック標
M61	-137997.133	-29500.812	プラスチック標
M62	-137972.401	-29615.021	プラスチック標
M63	-137850.172	-29513.412	プラスチック標
M64	-137931.022	-29533.541	プラスチック標
M65	-137904.697	-29544.364	金属標
M66	-137882.534	-29540.458	プラスチック標
M67	-137810.282	-29625.129	プラスチック標
M68	-137923.801	-29612.895	プラスチック標
M69	-137941.021	-29610.063	プラスチック標
M70	-137967.881	-29602.519	プラスチック標
M71	-138050.850	-29561.862	プラスチック標
M72	-138064.448	-29581.793	プラスチック標
M73	-138036.938	-29623.940	プラスチック標
M74	-137999.603	-29640.650	プラスチック標
M75	-137973.488	-29635.421	プラスチック標
3-5-1	-137967.029	-29666.064	金属標
M2-1	-137815.161	-29703.251	プラスチック標
M31-1	-137816.619	-29687.036	プラスチック標
M65-1	-137818.968	-29538.686	プラスチック標
M70-1	-137888.001	-29610.401	プラスチック標
M72-1	-138074.687	-29585.555	プラスチック標
M73-1	-138049.413	-29640.158	金属標
M74-1	-138018.738	-29649.863	プラスチック標
M74-2	-138008.865	-29665.399	金属標

点名	X座標	Y座標	標識
M40	-137773.721	-29567.050	プラスチック標
M41	-137760.498	-29593.442	プラスチック標
M42	-137744.722	-29594.352	プラスチック標
M43	-137718.499	-29603.260	プラスチック標
M44	-137733.954	-29577.534	プラスチック標
M45	-137749.746	-29562.798	プラスチック標
M46	-137748.436	-29618.537	プラスチック標
M47	-137781.332	-29614.823	プラスチック標
M48	-137808.131	-29620.442	プラスチック標
M49	-137807.629	-29650.728	プラスチック標
M50	-137806.372	-29664.371	プラスチック標
M51	-137804.017	-29679.413	プラスチック標
M52	-137801.724	-29697.325	プラスチック標
M53	-137786.852	-29708.477	プラスチック標
M54	-137746.905	-29670.052	プラスチック標
M55	-137734.277	-29662.505	プラスチック標
M56	-137722.772	-29647.010	プラスチック標
M57	-137693.100	-29642.316	プラスチック標
M58	-137984.248	-29581.340	プラスチック標
M59	-137956.351	-29568.859	プラスチック標
M60	-138015.601	-29554.579	プラスチック標
M61	-137997.133	-29500.812	プラスチック標
M62	-137972.401	-29615.021	プラスチック標
M63	-137850.172	-29513.412	プラスチック標
M64	-137931.022	-29533.541	プラスチック標
M65	-137904.697	-29544.364	金属標
M66	-137882.534	-29540.458	プラスチック標
M67	-137810.282	-29625.129	プラスチック標
M68	-137923.801	-29612.895	プラスチック標
M69	-137941.021	-29610.063	プラスチック標
M70	-137967.881	-29602.519	プラスチック標
M71	-138050.850	-29561.862	プラスチック標
M72	-138064.448	-29581.793	プラスチック標
M73	-138036.938	-29623.940	プラスチック標
M74	-137999.603	-29640.650	プラスチック標
M75	-137973.488	-29635.421	プラスチック標
3-5-1	-137967.029	-29666.064	金属標
M2-1	-137815.161	-29703.251	プラスチック標
M31-1	-137816.619	-29687.036	プラスチック標
M65-1	-137818.968	-29538.686	プラスチック標
M70-1	-137888.001	-29610.401	プラスチック標
M72-1	-138074.687	-29585.555	プラスチック標
M73-1	-138049.413	-29640.158	金属標
M74-1	-138018.738	-29649.863	プラスチック標
M74-2	-138008.865	-29665.399	金属標

世界測地系	第VI系
縮尺係数	0.999911
測量年月日	令和3年2月1日

作成者	大阪市都島区都島南通一丁目21番45-1010号 土地家屋調査士 富島 正人 (令和4年11月16日作製)
-----	--

申請者	大阪府交野市長 山本 景	縮尺	1/2500
-----	--------------	----	--------



登記年月日：平成8年4月24日

270935

前5111-7後新

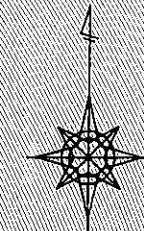
地番	5111-7,-51,-52	土地	新測量	在量	8.4.24 264 253
土地の所在	交野市南星台5丁目				

座標求積表

地番	5111-51			
測点	標識	X	Y	辺長
P076	プラスチック杭	533.925	559.558	15.92
X005	金属板	519.954	551.914	0.64
H038	プラスチック杭	520.211	552.501	2.00
H037	プラスチック杭	521.013	554.336	2.00
H036	プラスチック杭	521.907	556.128	2.00
H035	プラスチック杭	522.960	557.832	2.00
H034	プラスチック杭	524.161	559.435	2.00
H033	プラスチック杭	525.493	560.931	1.79
X003	プラスチック杭	526.803	562.163	0.51
P062	プラスチック杭	527.310	562.073	6.95
X004	プラスチック杭	534.156	560.853	1.31
倍面積	113.039739			
面積	56.5198695			
地積	56.51m <sup>2</sup>			

座標リスト

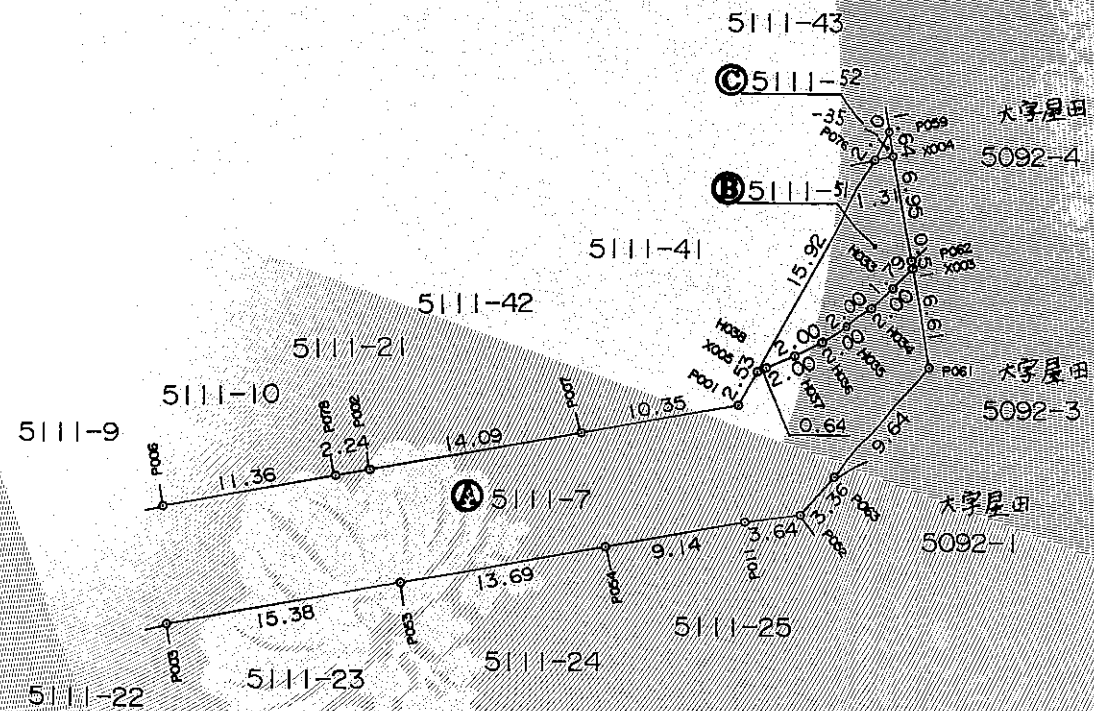
測点	標識	X	Y
P006		510.819	513.281
P003		503.054	513.591
P053		505.842	528.722
P054		508.333	542.187
P011		509.996	551.176
P052		510.486	554.788
P063		513.023	556.994
P061		520.298	563.322
P001		517.738	550.701
P007		515.856	540.523
P002		513.294	526.667
P078		512.885	524.455



地番	5111-52			
測点	標識	X	Y	辺長
P059	プラスチック杭	535.768	560.566	2.10
P076	プラスチック杭	533.925	559.558	1.31
X004	プラスチック杭	534.156	560.853	1.64
倍面積	2.153837			
面積	1.0769185			
地積	1.07m <sup>2</sup>			

地番	5111-7	
公簿	596.4631	
合計	57.596788	
面積	538.866312	
地積	538.86m <sup>2</sup>	

(計算式) 面積 = Σ(Yi)(Xi+1 - Xi-1) ~ / 2



作製者	〒574 大阪府大東市深野5丁目21番14号 株式会社 大東設計事務所	測量士第H5-657号 衣田 武史 (平成8年2月26日作製)	申請人	大阪府交野市長北田輝雄	縮尺	1/500
-----	--	---------------------------------------	-----	-------------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年10月4日 大阪法務局枚方出張所

COPY

寺野洋一



## 問い合わせ先

<手続きについて> 交野市 企画財政部 財務課 (内線221)

<物件について> 交野市 財産管理室 (内線475)

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所

電 話:072-892-0121(代)

FAX :072-891-5046

ホームページ:<http://www.city.katano.osaka.jp/>